



第4次地域福祉活動計画及び 発展・強化計画

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

社会福祉法人
阿見町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化と人口減少等の社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、家族や地域での人間関係の希薄化が進行し、暮らしづらさを抱える人や孤独・孤立の状態にある人、生活に困窮している人など、支援を必要とする人が増加するとともに、様々な分野の問題が絡み合っ



て複雑化したり、世帯単位で複数の分野の課題を抱えるといったように地域生活課題も複雑化・複合化してきています。こうした、支援を必要とする住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、住民にとって最も身近な市町村において、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、他機関との協働による包括的な支援体制を構築することが必要です。

社会福祉協議会は、地域住民が参加し、ともに支え合い、地域で誰もが役割と居場所をもち活躍できる、全員参加型の地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められています。

本計画は、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念等を示した町の「第3次地域福祉計画」を具体的に実行するための町社協の「第4次地域福祉活動計画」と、町社協の事業運営・経営のビジョンや目標の実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示した「社協発展・強化計画」の2つを合わせたものとなっています。

引き続き、本計画の基本理念である「みんなで支えるふれあいのまちづくり」の実現に向けて、地域の皆さまや関係機関・団体・福祉施設等と協働しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆さま方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会 会長 **千葉 繁**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画の趣旨	3
2 地域福祉とは	4
3 計画の位置づけ	5
(1)地域福祉活動計画	5
(2)社協発展・強化計画	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
(1)策定委員会の実施	6
(2)ワーキングチームの実施	6
6 近年の福祉施策や環境の変化等	7
(1)地域共生社会の実現に向けた国の動向	7
(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～	9
第2章 町社協を取り巻く現状	13
1 人口の動向	13
(1)人口動態	13
(2)人口ピラミッド	14
(3)世帯数と1世帯あたり人員数の推移	14
2 子ども・高齢者・障害者等の状況	15
(1)出生数及び出生率の推移	15
(2)高齢者の状況	16
(3)障害者の状況	18
(4)生活保護受給世帯数及び受給者数	18
3 町社協の状況	19
(1)会員数の状況	19
(2)収支の状況	19
(3)職員数の状況	21
4 地域福祉に関するアンケート調査結果	23
(1)福祉関連団体や機関の認知度	23
(2)町社協のイメージ	24
(3)町社協が実施している事業について	25
(4)町社協で充実してほしいこと	26
(5)地域における問題点	27
(6)保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み	29
5 町社協職員等へのアンケート調査	31

(1)勤務年数	31
(2)仕事のやりがい	31
(3)仕事の目標	32
(4)職員の意欲向上に必要なこと	32
(5)ここ3～5年の間で町社協が特に力を入れていくべき取り組み	33
6 課題の整理	37
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 町社協の使命と経営理念	41
(1)使命	41
(2)経営理念	41
2 基本理念	42
3 基本目標	43
基本目標1 地域住民を主体とした福祉活動と支援【第4次地域福祉活動計画】	43
基本目標2 生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化【第4次地域福祉活動計画】	44
基本目標3 社協の基盤整備【発展・強化計画】	45
第4章 具体的な取り組み	49
基本目標1 地域住民を主体とした福祉活動と支援	49
1 地域ぐるみでともに支え合う仕組みづくり	49
(1)地域ケア会議推進事業	49
(2)ふれあいいきいきサロンの体制づくり	50
(3)生活支援体制整備事業	51
(4)家族介護支援事業	52
(5)認知症サポーター養成事業	53
2 ボランティアの育成とボランティア活動の支援	54
(1)ボランティア活動推進事業	54
(2)ボランティア連絡会の支援	55
(3)各種ボランティア講座の開催	56
(4)福祉体験学習の実施	57
(5)中学生いきいき介護教室事業	58
(6)ボランティア協力校指定事業	59
3 災害時における支援体制	60
(1)災害ボランティアセンターの設置及び運営	60
(2)地域の福祉活動支援	61
基本目標2 生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化	62
1 高齢者福祉事業の推進	62
(1)長寿福祉計画・介護保険事業計画に合わせた事業の推進	62
(2)敬老会事業	63
(3)給食サービス事業	64

(4)ふれあい電話訪問事業.....	65
(5)総合相談事業.....	65
(6)介護予防ケアマネジメント事業.....	66
(7)包括的継続的ケアマネジメント支援事業.....	66
(8)高齢者虐待防止ネットワーク.....	67
(9)在宅福祉有償サービス事業.....	68
(10)生活援助型食事サービス事業.....	69
(11)居宅介護支援事業.....	70
(12)通所介護事業.....	71
(13)訪問介護事業.....	72
(14)通所型サービスA事業(ミニデイサービス).....	73
2 障害者福祉事業の推進.....	74
(1)阿見町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせた事業の推進.....	74
(2)障害者居宅介護(ヘルパー派遣)事業.....	75
(3)障害者移動支援事業.....	76
(4)障害者支援センター事業(多機能型事業所).....	76
(5)日中一時支援事業.....	77
(6)障害者相談支援事業.....	78
(7)在宅障害児・者レクリエーション(なかよし広場).....	79
3 児童福祉事業の推進.....	80
(1)歳末ふれあい交流会.....	80
(2)ファミリーサポートセンター事業(子育て支援).....	81
(3)福祉に関する作文の募集.....	82
(4)小・中学校入学祝金支給.....	83
4 低所得者等福祉事業の充実.....	84
(1)生活福祉資金事業.....	84
(2)小口貸付資金事業.....	85
(3)生活困窮世帯への食料品の提供.....	86
(4)歳末援護金.....	87
5 総合的な相談支援体制の充実.....	88
(1)包括的な支援体制の構築.....	88
(2)心配ごと相談事業.....	89
6 権利擁護事業の充実.....	90
(1)権利擁護体制の構築.....	90
(2)日常生活自立支援事業.....	91
基本目標3 社協の基盤整備.....	92
1 組織体制の充実・強化.....	92
(1)組織体制の強化.....	92
(2)事務事業の効率性と機能性の向上.....	93

(3)事業継続計画(BCP)の策定	93
2 人材の確保・育成と働きやすい職場づくり	94
(1)人材育成計画の策定	94
(2)人事評価制度の導入	94
(3)資格取得の推進	95
(4)ハラスメント対策	95
(5)ワークライフバランスの実現	95
3 財政基盤の強化.....	96
(1)安定的経営の取り組み.....	96
(2)社協会員募集の強化.....	96
(3)共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)運動への協力.....	97
(4)愛の募金箱設置	98
(5)各種助成金の活用	99
4 広報・啓発活動の充実	100
(1)ホームページによる広報	100
(2)「しゃきょうだより」の発行.....	101
(3)社会福祉大会	102
(4)町主催行事における広報.....	103
(5)福祉情報提供	104
第5章 計画の推進に向けて	107
1 計画の推進体制.....	107
(1)社協の役割.....	107
(2)町民との協働.....	107
(3)関係機関や施設・団体との協働.....	107
(4)行政との連携.....	107
2 進行管理.....	108
資料編	111
1 策定委員会設置要綱.....	111
2 策定委員会委員名簿.....	113
3 策定委員会ワーキングチーム員名簿	114
4 策定経過.....	115

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

社会福祉協議会とは、社会福祉法に基づき設置され、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。

阿見町社会福祉協議会(以降、町社協)は、住民主体の地域福祉活動の推進を基本として、支え合う地域づくりを推進するために様々な事業を実施しています。

また同時に、介護保険事業や障害者総合支援事業など、社協の特徴を生かしたサービスを展開しています。

しかし、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050 問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18 歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障害者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「自分ごと」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、本計画では、計画の目標を達成するための組織基盤の整備や健全な法人経営を維持するための事業推進体制の強化、財源確保、職員の資質向上などに関する取り組みを明確にします。また、明らかになった課題の解決を中心に町社協が確実に地域福祉を推進し、地域住民から信頼される組織となるために、一丸となって取り組みます。

2 地域福祉とは

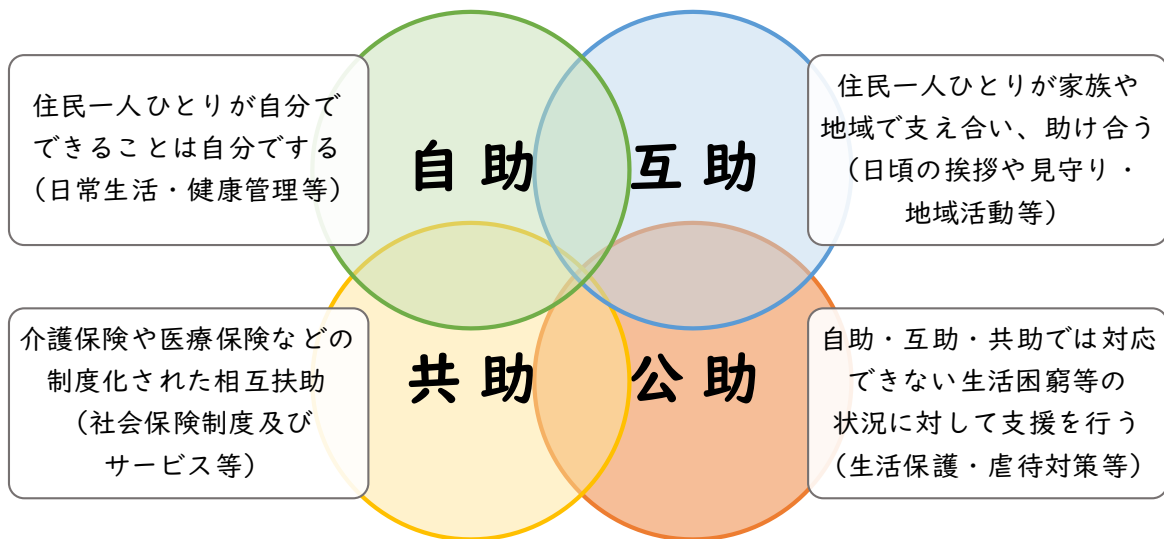
地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた町社協が、住民や地域の社会福祉関係者などと相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的としています。

○社会福祉法第 109 条(社会福祉法抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、令和2年度に阿見町が策定した「阿見町地域福祉計画(第3次)」とともに『地域福祉の推進』という共通の目標を掲げ、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。

(2) 社協発展・強化計画

社協発展・強化計画は、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示したものです。

4 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、町の次期地域福祉計画の見直しに合わせて、本計画も見直します。

なお、町社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
阿見町	第2次 阿見町地域福祉計画 見直し					第3次 阿見町地域福祉計画 見直し					次期 計画
町社協	第2次 計画	第3次地域福祉活動計画 見直し				第4次地域福祉活動計画 見直し				次期 計画	
						社協発展・強化計画 見直し				次期 計画	

5 計画の策定体制

(1)策定委員会の実施

社協発展・強化計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するため、町社協理事と学識経験者等を中心とした策定委員会を設置し、審議いたしました。

(2)ワーキングチームの実施

社協発展・強化計画と地域福祉活動計画を円滑に策定するため、町社協職員によるワーキングチームを設置し、審議いたしました。

6 近年の福祉施策や環境の変化等

地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向を的確に捉えていくことが重要となります。

国等の地域福祉に関連する法律や計画の動向など、今後の地域福祉の在り方について整理します。

(1) 地域共生社会の実現に向けた国の動向

①「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年9月)

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示しました。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示しました。

②「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、制度・分野ごと「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しました。

③「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成 28 年7月)

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめ(平成 29 年9月)として、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示しました。

④「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 30 年 4 月施行)

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、その理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されました。

⑤「地域共生社会推進検討会」の設置(令和元年5月)

市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示しました。

⑥市区町村社協経営指針の改定(令和2年7月)

「市区町村社協経営方針」において「地域住民の個々のニーズに応え、個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に、具体的な事業展開を図る」として、これらの各部門間の共通目標とすることが提案されました。

⑦「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」
(令和3年4月施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)」、「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」、「地域づくりに向けた支援(地域住民同士が気にかけて合う関係性の育成支援)」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■地域共生社会のイメージ図



資料:厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成 27 年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取り組みが進められています。

SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGs の 17 の目標における取り組みを意識し、SDGs の達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標(SDGs)の概要



資料:外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」

第2章

町社協を取り巻く現状

第2章 町社協を取り巻く現状

1 人口の動向

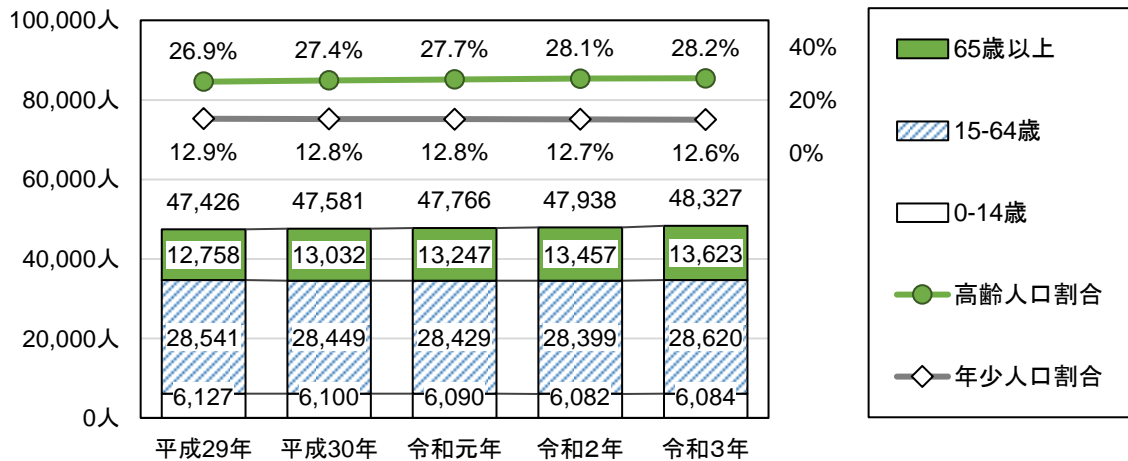
(1)人口動態

本町の総人口は増加しており、令和3年では48,327人となっています。

年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和3年では13,623人で、高齢者人口割合(高齢化率)は28.2%となっています。また、近年、85歳以上の高齢者の増加が顕著です。

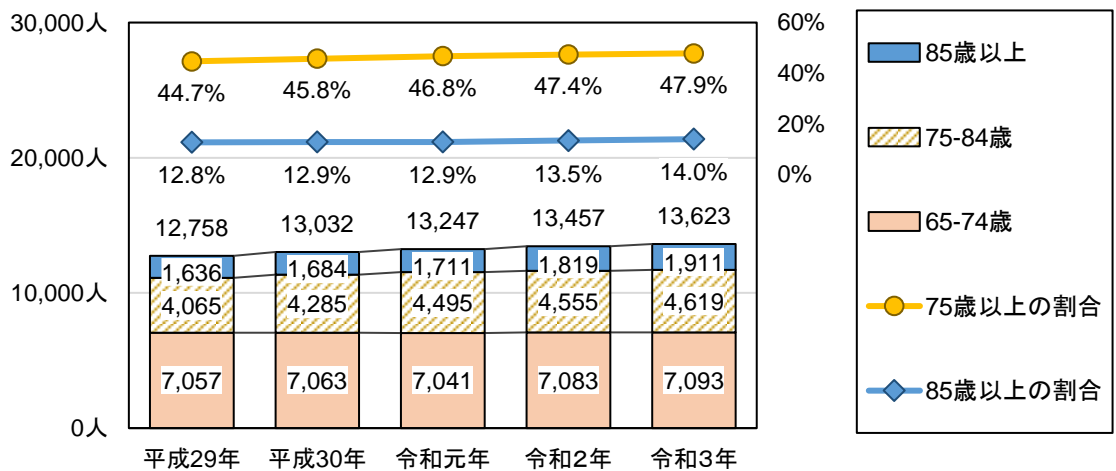
一方、0~14歳の年少人口割合は減少しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

■人口推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

■年齢区分別の高齢者数の推移

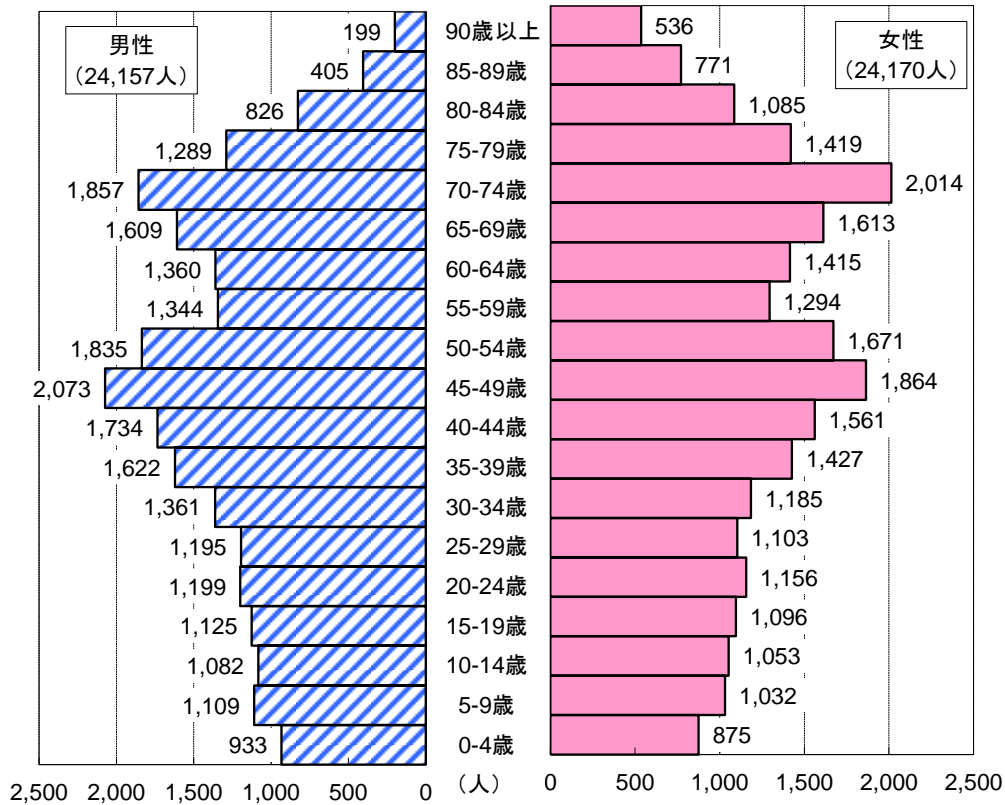


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2)人口ピラミッド

令和3年10月1日現在での人口ピラミッドをみると、「45-49歳」「70-74歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層(年少層)にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド

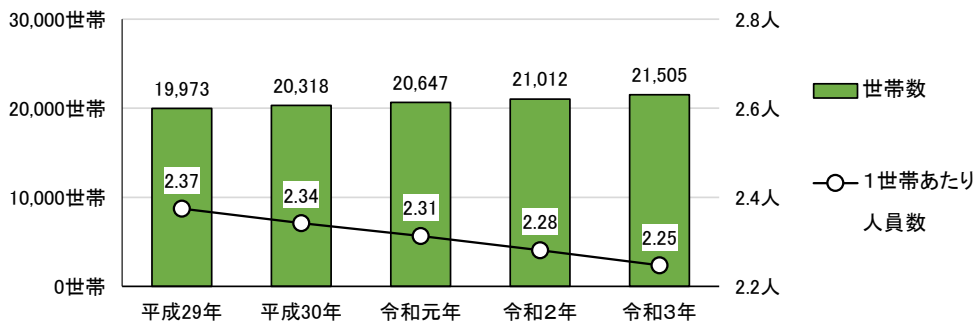


資料:住民基本台帳(令和3年10月1日現在)

(3)世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな増加傾向にあり、平成30年以降は20,000世帯を超えています。1世帯あたり人員数は世帯数の増加を受け、減少が続いています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

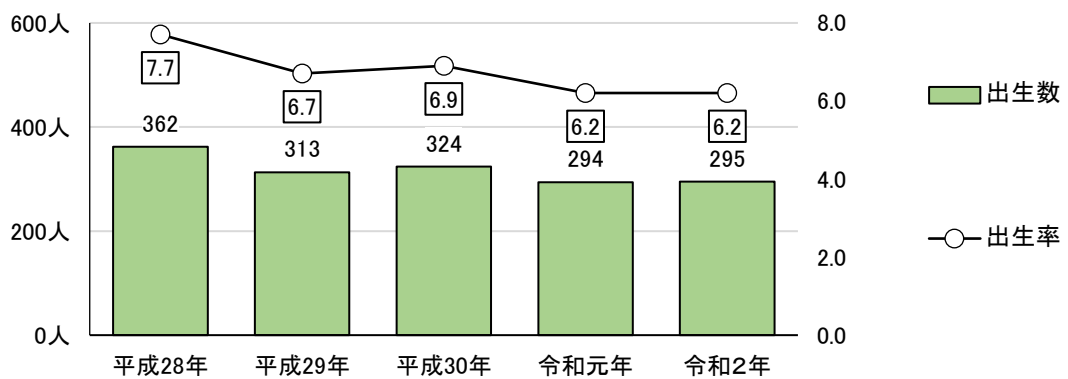
2 子ども・高齢者・障害者等の状況

(1) 出生数及び出生率の推移

本町の出生数については、増減はありますが平成28年から平成30年にかけて、300人前後で推移していましたが、令和2年は295人と300人を下回っています。

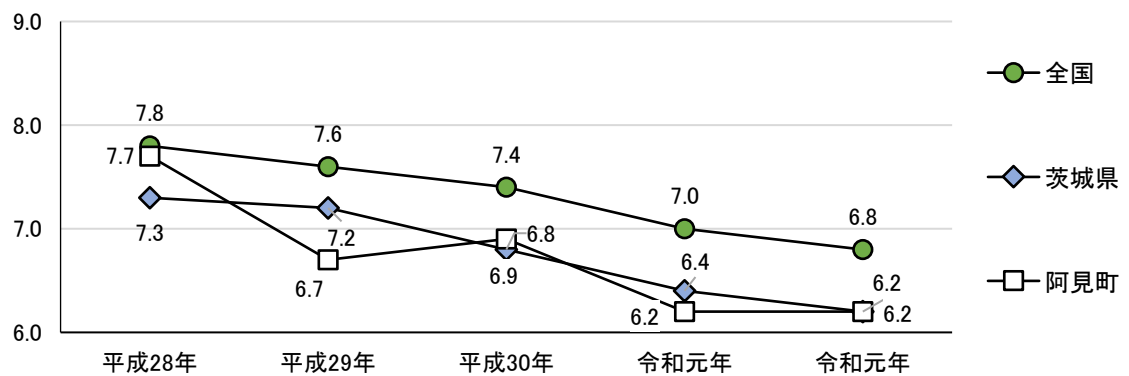
また、出生率についても増減がありますが、令和2年は全国を下回っています。

■出生数、出生率の推移



資料：人口動態統計(茨城県保健福祉部厚生総務課)

■出生率の推移



資料：人口動態統計(茨城県保健福祉部厚生総務課)

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千人対)

(2)高齢者の状況

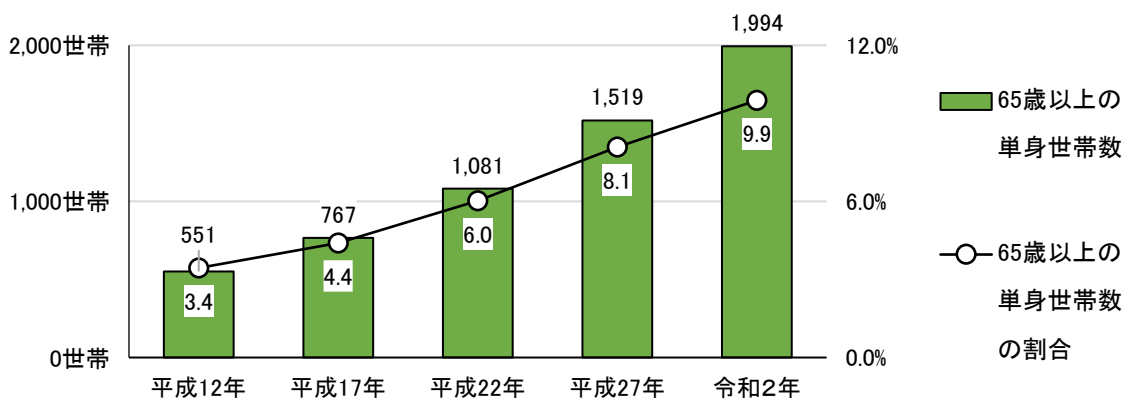
①高齢単身世帯の推移

65歳以上の単身者数は、令和2年現在1,994世帯となっており、平成27年と比べて475世帯の増加となっています。

一般世帯に占める65歳以上の単身者数の割合は、令和2年現在9.9%となっており、年々上昇しています。

近隣市等を比較すると、茨城県平均(10.6%)や近隣市町村より低い水準となっています。

■65歳以上の単身世帯数等の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■65歳以上の単身者数の近隣市村との比較

単位:世帯

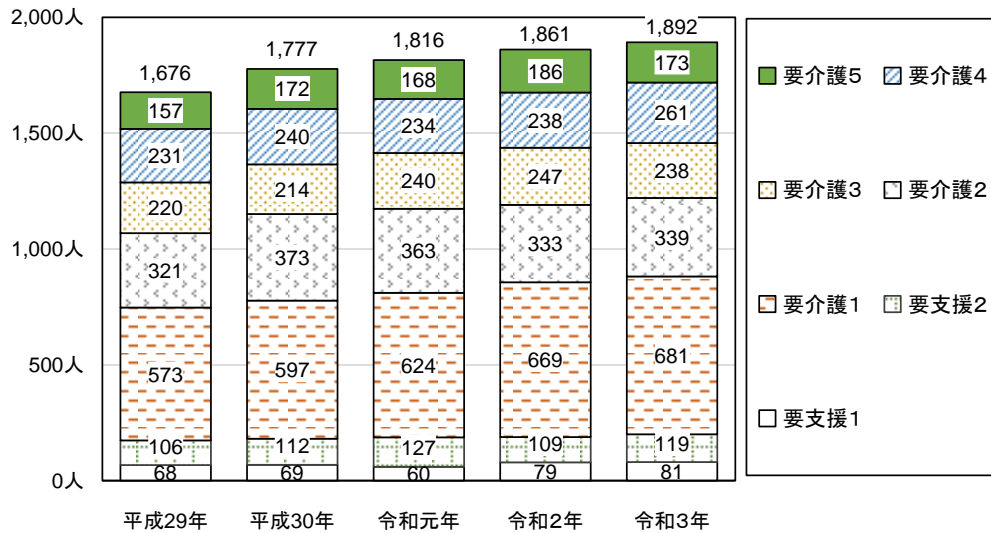
自治体	一般世帯数	65歳以上の単身世帯	65歳以上の単身者の割合
茨城県	1,181,598	125,596	10.6%
阿見町	20,188	1,994	9.9%
土浦市	62,961	7,127	11.3%
牛久市	35,126	3,274	9.3%
稲敷市	14,495	1,804	12.4%
美浦村	5,852	690	11.8%

資料:国勢調査(令和2年10月1日現在)

②要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は緩やかに増加しています。要介護度別にみると、本町の特徴として、要介護1が占める割合が高く、令和3年現在 36.0%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)

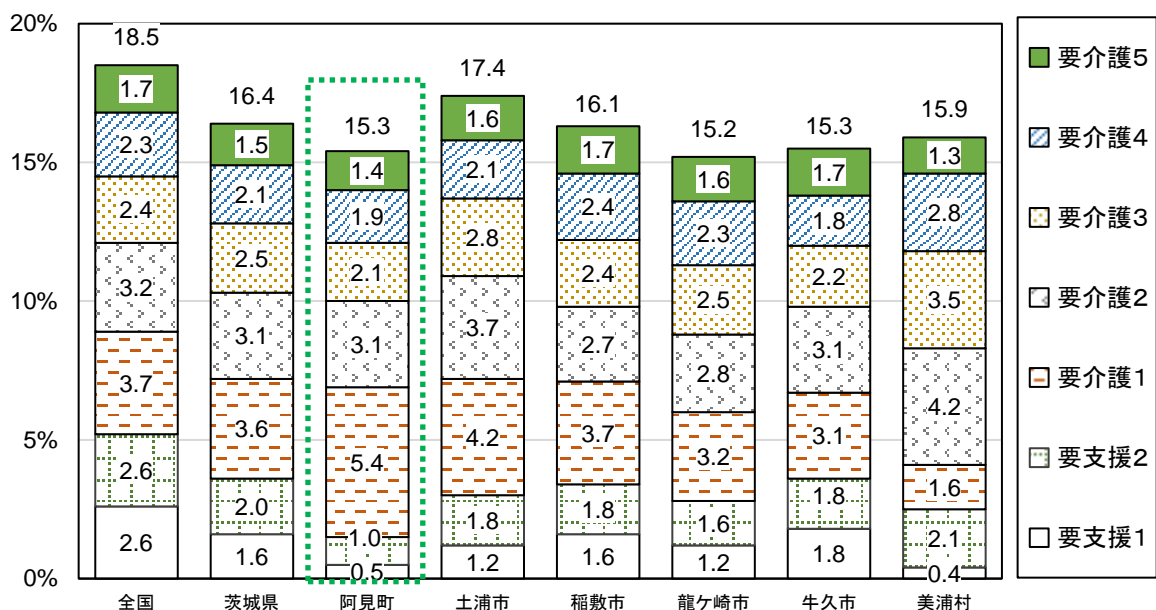


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末)

③要支援・要介護認定率の状況

人口の年齢構成が全国と同じと仮定したときの本町の要支援・要介護認定率(調整済み認定率)は、令和元年度時点で 15.3%となっており、国・県を下回っていますが、隣接自治体と比べると龍ヶ崎市、牛久市と同様の水準となっています。また、要介護1の認定率が国、県、隣接自治体と比べて高いことが本町の特徴です。

■隣接自治体及び国、県との比較(調整済み認定率)



資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和元年度)

(3)障害者の状況

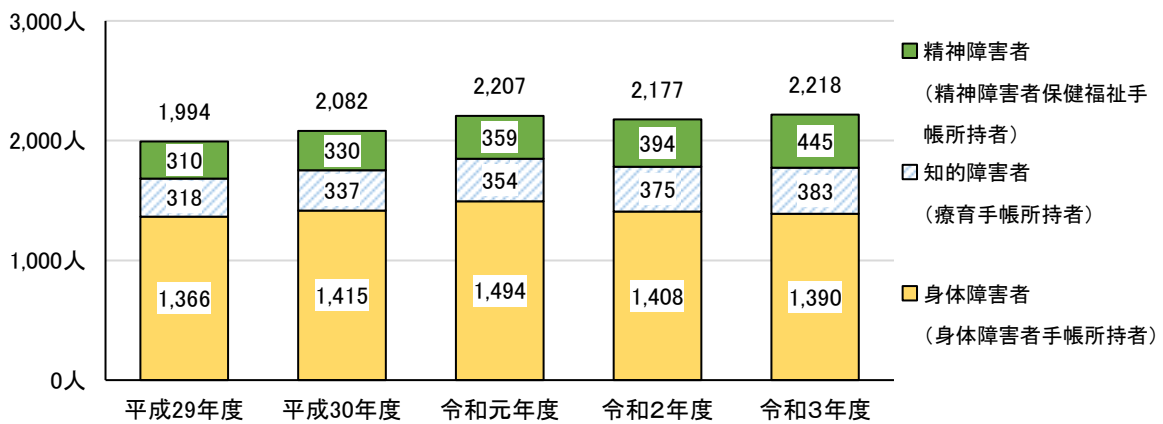
障害者手帳所持者を基準として本町の障害者数をみると、増加しており、障害者数は 2,218 人となっています。

障害種別にみると、特に知的障害者、精神障害者が増加しています。

■障害者(手帳所持者)数の推移

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者 (身体障害者手帳所持者)	1,366	1,415	1,494	1,408	1,390
知的障害者 (療育手帳所持者)	318	337	354	375	383
精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	310	330	359	394	445
合 計	1,994	2,082	2,207	2,177	2,218

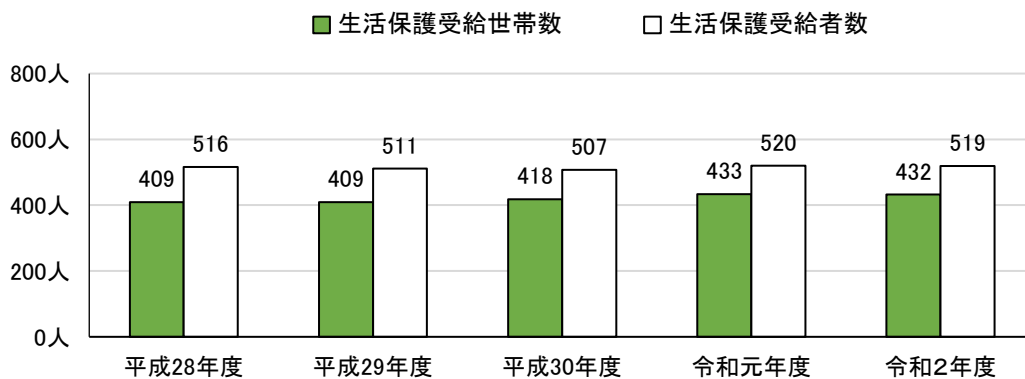


資料:阿見町社会福祉課(各年度末日現在)

(4)生活保護受給世帯数及び受給者数

生活保護受給世帯数及び受給者数ともに増加傾向にあります。

■生活保護受給世帯数及び受給者数の推移



資料:茨城県保健福祉部福祉指導課(各年度末日現在)

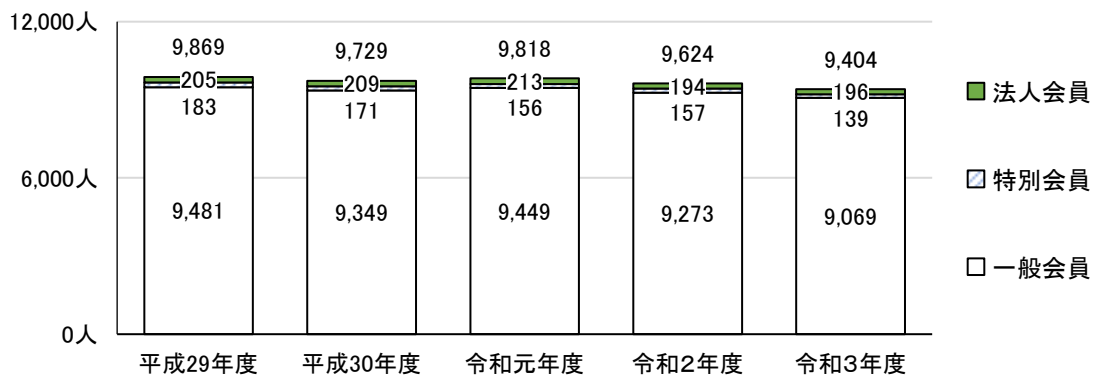
3 町社協の状況

(1) 会員数の状況

町社協は地域住民、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です。

町社協の会員数は、年々減少傾向にあります。

■町社協会員数の推移



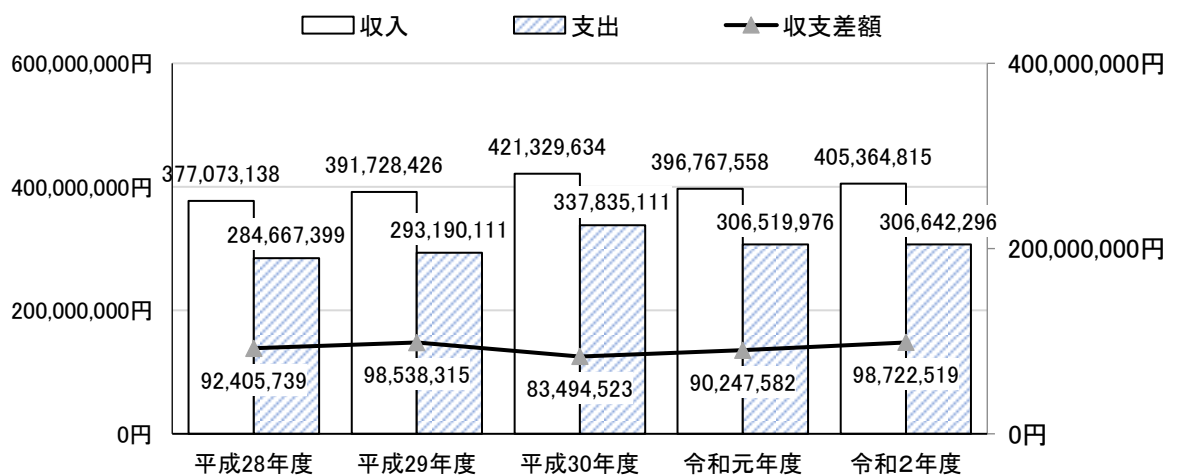
資料:阿見町社会福祉協議会

(2) 収支の状況

町社協の収支状況では、令和2年度の会費や寄付金や自主事業等の収益等による収入は4億536万4815円、支出は3億664万2296円となっており、収支の差額は9872万2519円となっています。

収支の内訳をみると会費収入は、若干減少傾向にあるものの収支全体は横ばいを推移しています。自主事業である介護保険については収支の差額は、マイナスで推移しています。

■町社協の収支状況



資料:阿見町社会福祉協議会

■町社協の収支状況(内訳)

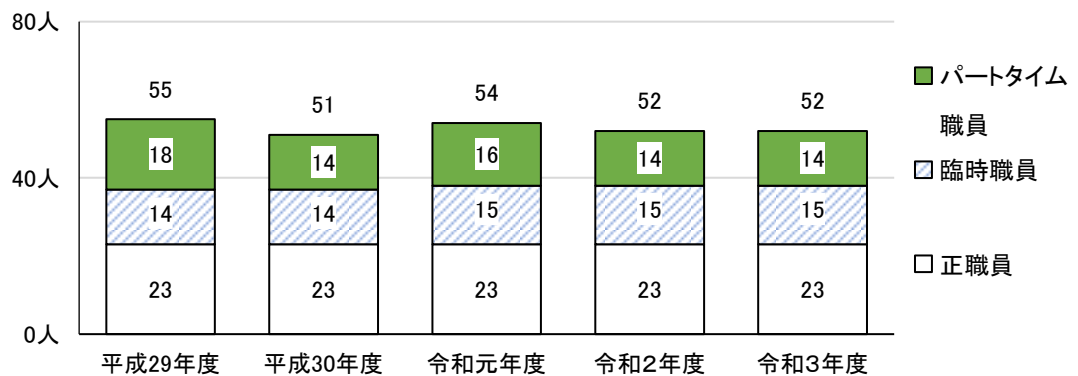
単位:円

収入	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
会費	7,521,000	7,459,500	7,375,500	7,408,500	7,133,500
寄付金	1,092,441	1,318,742	1,119,622	1,820,711	1,047,578
補助金	30,198,447	29,668,882	30,128,143	31,552,635	31,231,686
共同募金配分金	9,111,668	9,610,420	9,388,968	8,799,627	8,147,985
受託金	83,844,348	90,332,104	103,144,335	106,139,987	104,151,284
貸付事業	389,000	498,370	467,000	432,000	224,022
参加費・利用料	1,294,053	1,613,233	1,953,387	1,969,303	972,479
介護保険	80,972,122	77,454,739	81,156,978	82,477,686	89,060,918
障害福祉サービス	72,742,619	75,019,547	70,704,395	68,932,269	62,875,705
負担金・利息・雑費	547,736	897,190	1,371,361	1,433,677	2,076,946
その他の活動・ 施設設備等	6,251,940	5,449,960	15,981,630	2,306,640	8,195,130
前年度繰越金	83,107,764	92,405,739	98,538,315	83,494,523	90,247,582
合 計	377,073,138	391,728,426	421,329,634	396,767,558	405,364,815
支出	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
法人運営事業	39,721,713	37,421,129	38,633,093	39,739,161	37,549,190
共同募金配分事業	8,199,143	9,200,004	9,333,785	9,320,339	8,503,826
受託事業	91,570,261	100,646,306	113,354,541	117,223,946	113,796,645
善意銀行運営事業	847,209	805,992	981,654	854,829	539,050
小口資金貸付事業	404,870	207,500	414,241	352,370	337,100
介護保険事業	84,253,685	81,489,735	80,088,130	81,520,712	89,702,720
障害福祉サービス 事業	59,670,518	63,419,445	95,029,667	57,508,619	56,213,765
合 計	284,667,399	293,190,111	337,835,111	306,519,976	306,642,296
収支の差額	92,405,739	98,538,315	83,494,523	90,247,582	98,722,519

(3)職員数の状況

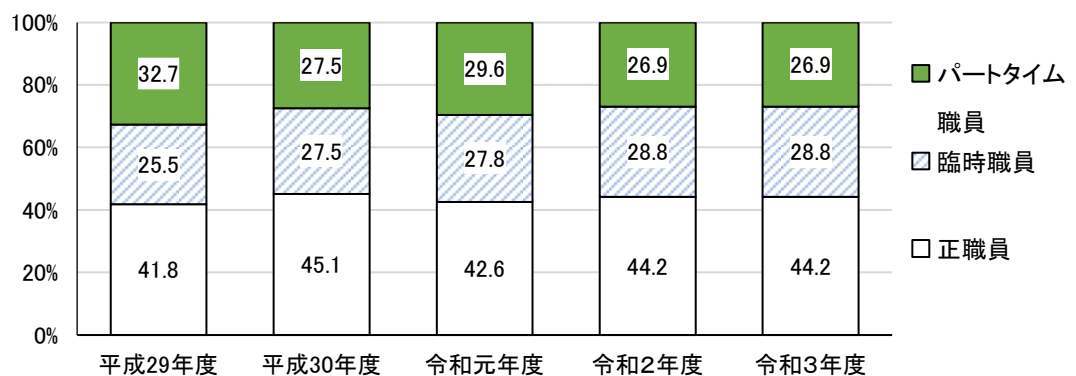
町社協の職員の状況は、令和3年度で52人となっており、内訳は、正職員が23人(44.2%)、臨時職員が15人(28.8%)、パートタイム職員が14人(26.9%)と、平成29年度に比べると正職員が占める割合が高くなっています。

■町社協の職員数の状況



資料:阿見町社会福祉協議会

■町社協の職員割合の状況



資料:阿見町社会福祉協議会

また、茨城県内及び近隣市町村社協と職員の状況を比較すると、正職員1人あたり担当する住民数及び世帯数は、茨城県全体より低いですが、牛久市、稲敷市、美浦村社協と比べて多い傾向にあります。

さらに、正職員年齢構成でみると、阿見町社協では40代、50代が占める割合が87.0%と近隣市町村社協と比較して高くなっています。

■町社協の正職員年齢構成等

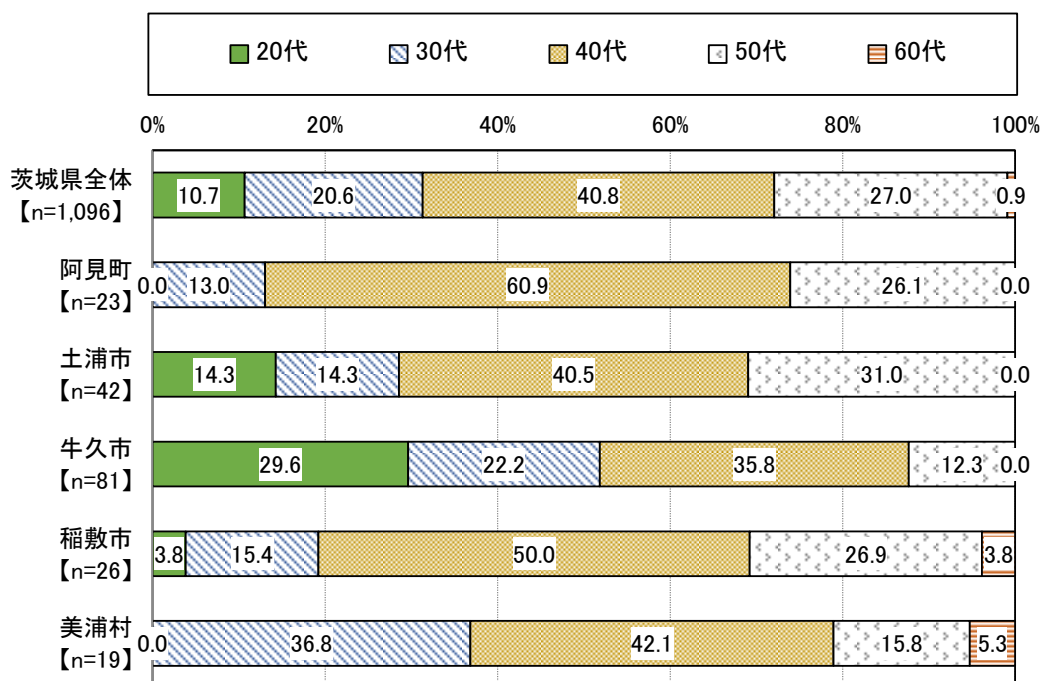
単位:人・世帯

	20代	30代	40代	50代	60代	合計	人口	一般世帯数	正職員1人あたり担当	
									人口	世帯
茨城県全体	117	226	447	296	10	1,096	2,867,009	1,181,598	2,616	1,078
阿見町	0	3	14	6	0	23	48,553	20,188	2,111	878
土浦市	6	6	17	13	0	42	142,074	62,961	3,383	1,499
牛久市	24	18	29	10	0	81	84,651	35,126	1,045	434
稲敷市	1	4	13	7	1	26	39,039	14,495	1,502	558
美浦村	0	7	8	3	1	19	14,602	5,852	769	308

資料:茨城県内社会福祉協議会事業概要及び職員設置状況調査データブック 2021(令和3年 8月1日現在)

資料:人口及び世帯数は国勢調査(令和2年 10月1日現在)

■正職員の年齢構成



資料:阿見町社会福祉協議会

4 地域福祉に関するアンケート調査結果

令和2年3月に阿見町が実施した「阿見町地域福祉に関するアンケート調査」を活用しています。

■配布・回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
町内在住の 20歳以上の方	2,000件	681件	34.1%

※調査結果について

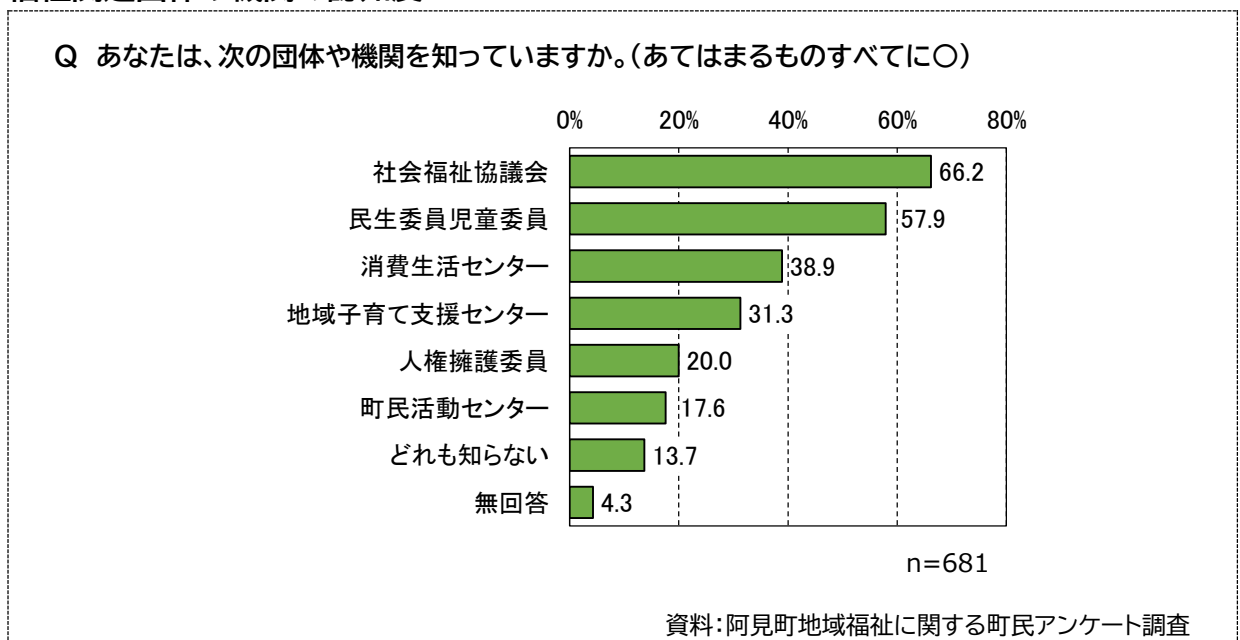
○【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

○回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。

○回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

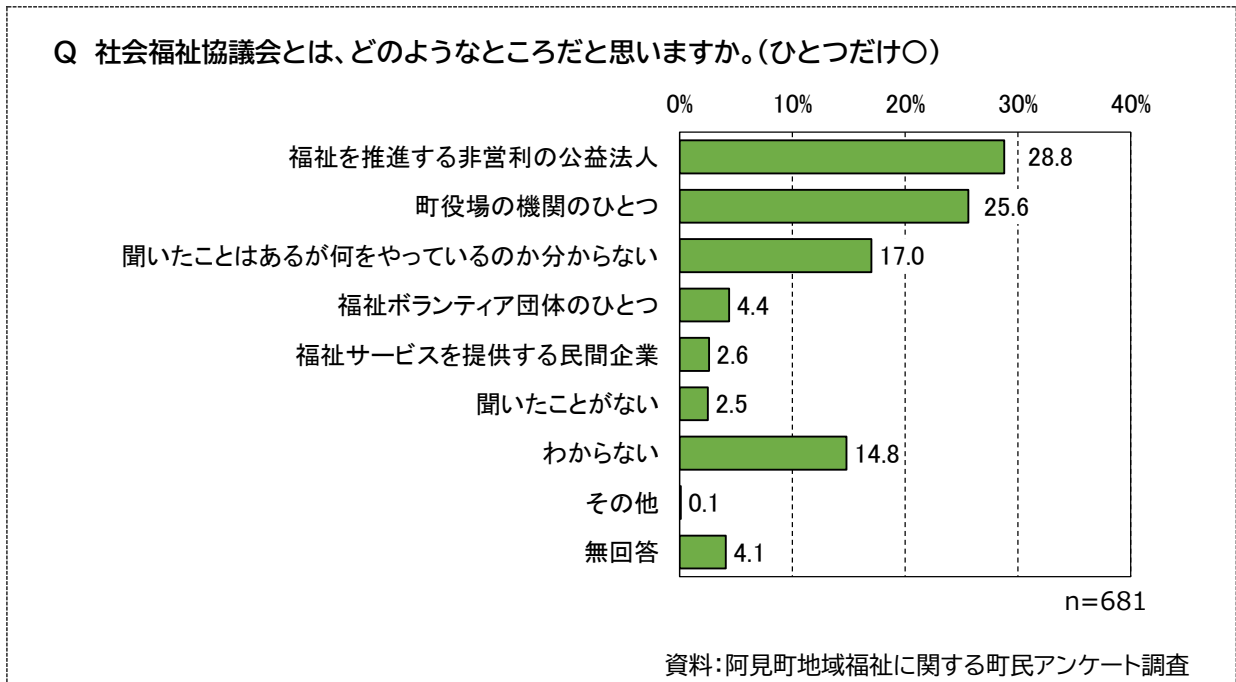
○複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。

(1)福祉関連団体や機関の認知度



▶福祉関連の団体や機関の認知度では、「社会福祉協議会」が66.2%と最も多く、次いで「民生委員児童委員」が57.9%、「消費生活センター」が38.9%、「地域子育て支援センター」が31.3%などとなっています。

(2)町社協のイメージ



▶町社協のイメージでは、「福祉を推進する非営利の公益法人」が28.8%と最も多く、次いで「町役場の機関のひとつ」が25.6%、「聞いたことはあるが何をやっているのか分からない」が17.0%などとなっています。

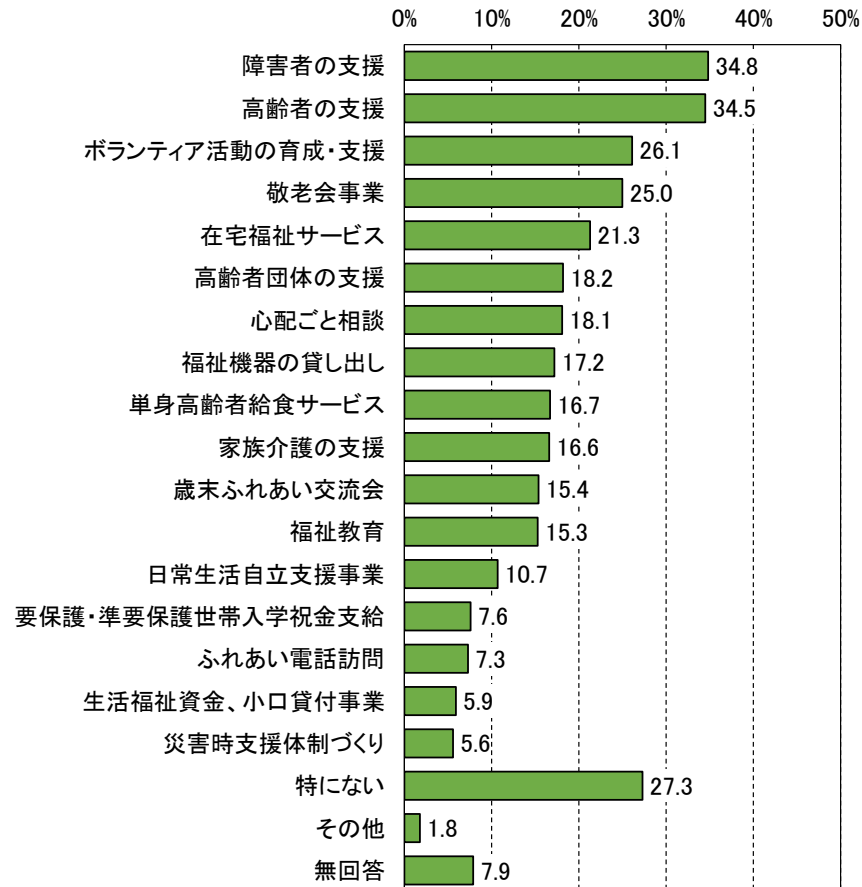
■年代別クロス

		社会福祉協議会のイメージ									
		合計	福祉を推進する非営利の公益法人	町役場の機関のひとつ	聞いたことはあるが何をやっているのか分からない	福祉ボランティア団体のひとつ	福祉サービスを提供する民間企業	聞いたことがない	わからない	その他	無回答
全体		681	28.8	25.6	17.0	4.4	2.6	2.5	14.8	0.1	4.1
年代	20代	34	26.5	14.7	11.8	5.9	2.9	11.8	26.5	-	-
	30代	68	23.5	14.7	25.0	4.4	1.5	7.4	20.6	-	2.9
	40代	103	24.3	20.4	19.4	3.9	5.8	2.9	22.3	1.0	-
	50代	82	23.2	26.8	20.7	4.9	4.9	3.7	15.9	-	-
	60代	142	38.0	26.1	12.7	4.2	2.1	-	13.4	-	3.5
	70代以上	251	29.1	31.5	15.5	4.4	1.2	0.8	9.2	-	8.4

▶年代別に町社協のイメージをみると、20代では「わからない」、30代では「聞いたことはあるが何をやっているのか分からない」などの回答が多く、40代以降では、「福祉を推進する非営利の公益法人」、「町役場の機関のひとつ」など認知度が高くなる傾向がうかがえます。

(3)町社協が実施している事業について

Q 阿見町社会福祉協議会が実施している次の事業について、知っているものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

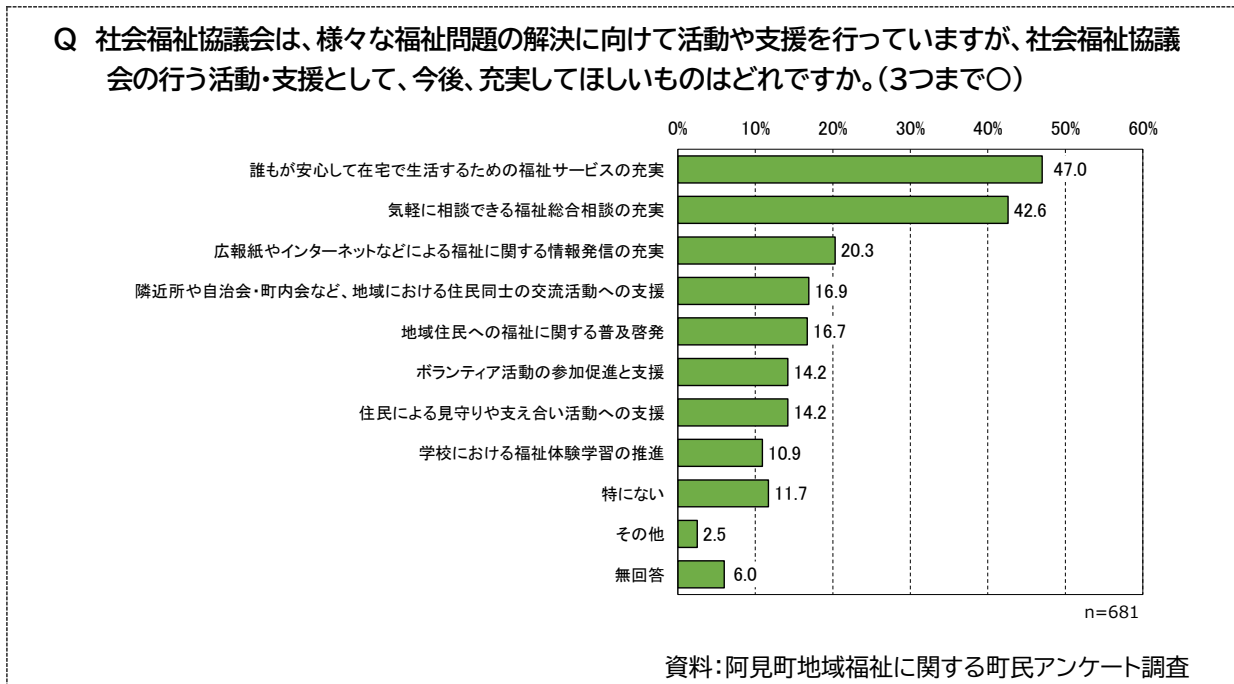


n=681

資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶町社協が実施している事業の認知度では、「障害者の支援」が34.8%と最も多く、次いで「高齢者の支援」が34.5%、「ボランティア活動の育成・支援」が26.1%、「敬老会事業」が25.0%などとなっています。

(4)町社協で充実してほしいこと



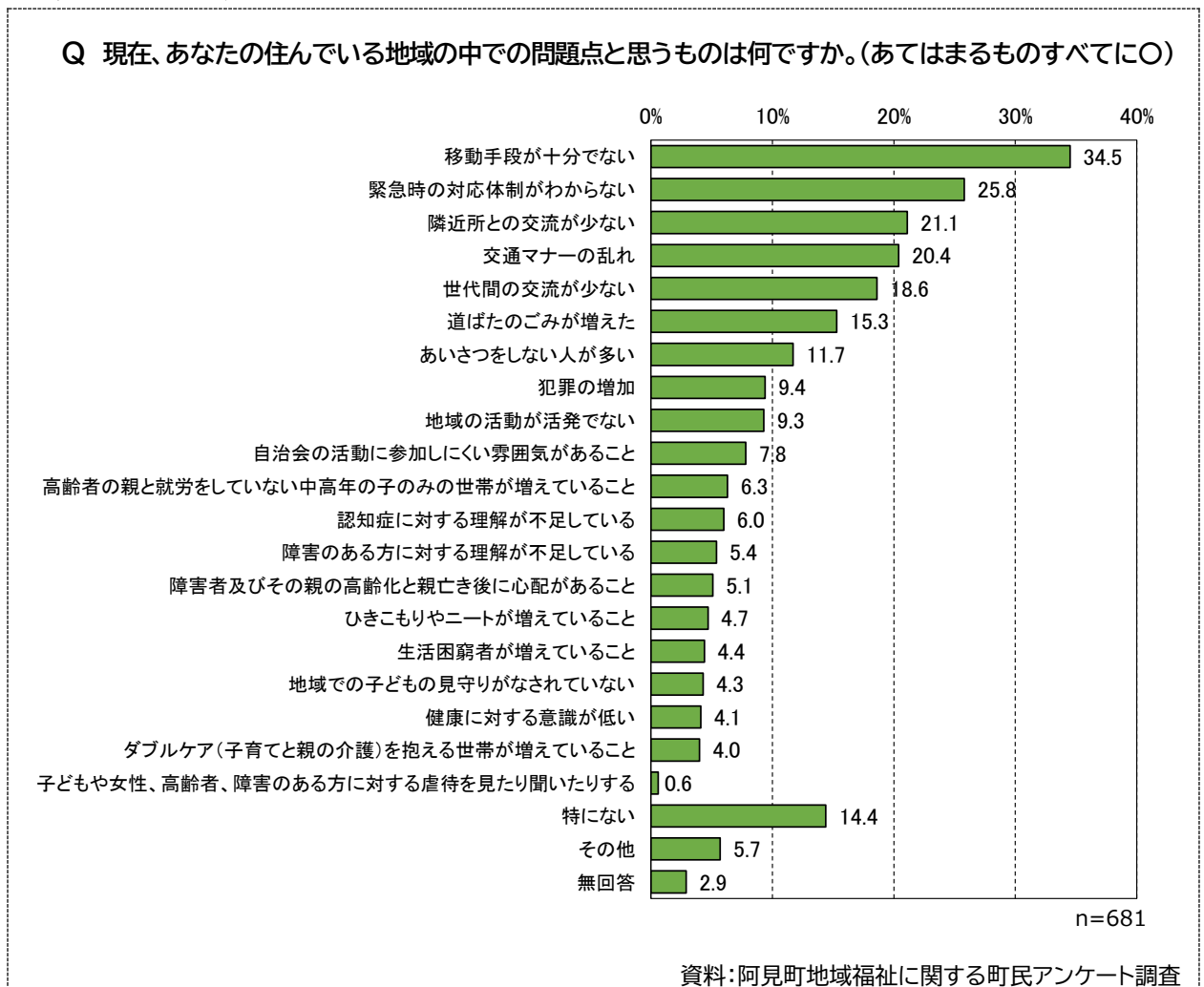
▶町社協で充実してほしいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が47.0%と最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が42.6%、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」が20.3%、「隣近所や自治会・町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援」が16.9%などとなっています。

■中学校区別・年代別クロス

		社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいこと											
		合計 (人)	誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実	気軽に相談できる福祉総合相談の充実	広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実	隣近所や自治会・町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援	地域住民への福祉に関する普及啓発	ボランティア活動の参加促進と支援	住民による見守りや支え合い活動への支援	学校における福祉体験学習の推進	特にない	その他	無回答
全体		681	47.0	42.6	20.3	16.9	16.7	14.2	14.2	10.9	11.7	2.5	6.0
中学校区	阿見中学校区	223	47.1	40.8	17.5	13.9	18.8	12.1	14.8	9.9	12.1	1.8	7.6
	竹来中学校区	217	47.5	43.3	20.3	18.0	15.7	16.6	14.3	10.1	12.0	3.2	5.1
	朝日中学校区	227	47.1	44.5	22.9	18.5	16.7	13.7	14.1	12.8	11.9	1.3	4.8
年代	20代	34	11.8	26.5	32.4	5.9	23.5	26.5	17.6	20.6	29.4	-	-
	30代	68	48.5	45.6	25.0	8.8	13.2	13.2	16.2	26.5	7.4	4.4	-
	40代	103	42.7	40.8	26.2	12.6	11.7	14.6	14.6	20.4	13.6	2.9	-
	50代	82	51.2	48.8	22.0	9.8	20.7	20.7	17.1	8.5	11.0	2.4	1.2
	60代	142	50.7	47.2	16.9	16.9	15.5	11.3	9.9	8.5	10.6	1.4	5.6
	70代以上	251	49.8	40.2	16.3	24.7	18.3	12.0	14.7	3.6	10.8	2.8	12.7

- ▶中学校区別に町社協で充実してほしいことをみると、全ての地区で「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が挙げられています。
- ▶年代別に福祉サービスの利用状況をみると、20代では「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」、30代以上では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が最も多く挙げられています。

(5) 地域における問題点



- ▶住んでいる地域の中での問題点は、「移動手段が十分でない」が34.5%と最も多く、次いで「緊急時の対応体制がわからない」が25.8%、「隣近所との交流が少ない」が21.1%、「交通マナーの乱れ」が20.4%となっています。

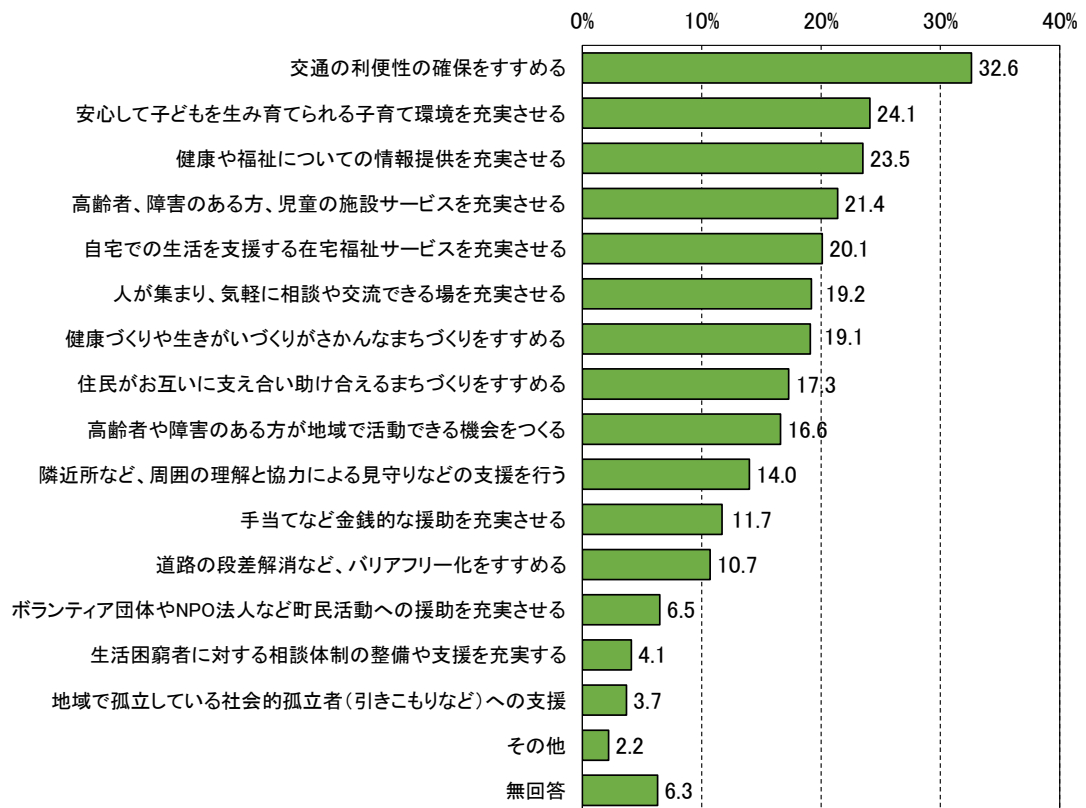
■中学校区別・年代別クロス

	地域の中での問題点																								
	合計(人)	移動手段が十分でない	緊急時の対応体制がわからない	隣近所との交流が少ない	交通マナーの乱れ	世代間の交流が少ない	道ばたのごみが増えた	あいさつをしない人が多い	犯罪の増加	地域の活動が活発でない	自治会の活動に参加しにくい雰囲気があること	高齢者の親と就労をしていない中高年の子のみの世帯が増えていること	認知症に対する理解が不足している	障害のある方に対する理解が不足している	障害者及びその親の高齢化と親亡き後に心配があること	ひきこもりやニートが増えていること	生活困窮者が増えていること	地域での子どもの見守りがなされていない	健康に対する意識が低い	ダブルケアを抱える世帯が増えていること	子どもや女性、高齢者、障害のある方に対する虐待を 見たり聞いたりする	特になし	その他	無回答	
全体	681	34.5	25.8	21.1	20.4	18.6	15.3	11.7	9.4	9.3	7.8	6.3	6.0	5.4	5.1	4.7	4.4	4.3	4.1	4.0	0.6	14.4	5.7	2.9	
中学校区	阿見中学校区	223	39.0	25.6	17.5	19.3	15.2	16.1	11.2	7.6	8.5	6.7	7.6	4.9	4.9	5.8	5.4	5.8	4.5	4.0	6.3	0.4	16.1	6.7	2.7
	竹来中学校区	217	36.4	24.9	21.7	20.7	18.4	14.7	9.2	12.9	7.8	10.6	6.5	7.8	5.5	6.5	4.6	5.1	4.1	4.6	2.3	0.5	13.4	1.8	3.7
	朝日中学校区	227	29.5	26.9	23.3	21.6	22.5	15.0	13.7	8.4	11.0	5.7	5.3	5.7	5.3	3.5	4.4	2.6	4.0	3.5	3.1	0.9	14.1	7.5	2.6
年代	20代	34	38.2	20.6	20.6	23.5	14.7	20.6	14.7	14.7	5.9	5.9	2.9	14.7	17.6	8.8	11.8	8.8	5.9	2.9	2.9	-	11.8	8.8	-
	30代	68	36.8	29.4	19.1	33.8	19.1	11.8	10.3	7.4	5.9	7.4	2.9	5.9	8.8	7.4	2.9	4.4	5.9	13.2	1.5	13.2	11.8	-	
	40代	103	35.0	30.1	17.5	28.2	14.6	13.6	7.8	14.6	8.7	7.8	3.9	2.9	9.7	4.9	6.8	5.8	7.8	1.9	5.8	-	8.7	5.8	1.9
	50代	82	46.3	36.6	18.3	22.0	20.7	15.9	7.3	19.5	8.5	7.3	7.3	8.5	3.7	4.9	6.1	6.1	3.7	3.7	7.3	1.2	9.8	6.1	1.2
	60代	142	35.9	22.5	19.7	20.4	18.3	16.2	11.3	7.7	6.3	5.6	7.0	5.6	2.1	4.2	1.4	2.8	2.1	1.4	2.1	0.7	16.2	7.0	2.8
	70代以上	251	28.7	21.9	25.1	12.4	20.3	15.5	14.7	4.8	12.7	9.6	6.8	6.4	4.4	4.4	3.6	4.0	3.6	6.4	0.8	0.4	17.9	2.8	5.2

- ▶中学校区別に地域の中での問題点をみると、全ての地区で「移動手段が十分でない」、「緊急時の対応体制がわからない」が上位に挙げられています。そのほか、阿見中学校区では、「交通マナーの乱れ」、竹来中学校区では「隣近所との交流が少ない」、朝日中学校区では「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」なども比較的多く挙げられています。
- ▶年代別に住んでいる地域の問題点をみると、20代、30代では「移動手段が十分でない」、「交通マナーの乱れ」、40代、50代、60代では、「移動手段が十分でない」、「緊急時の対応体制がわからない」、70代以上では「移動手段が十分でない」、「隣近所との交流が少ない」が上位に挙げられています。

(6)保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み

Q 阿見町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。(3つまで○)



n=681

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶保健福祉施策を充実していくために必要な取り組みでは、「交通の利便性の確保をすすめる」が32.6%と最も多く、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が24.1%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が23.5%、「高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる」が21.4%などとなっています。

■中学校区別・年代別クロス

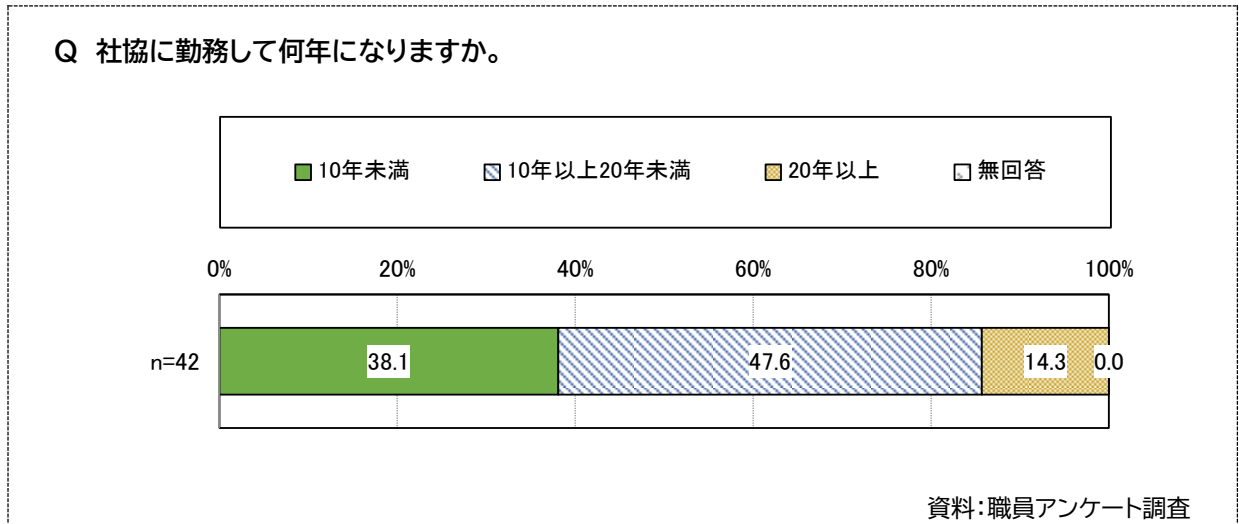
		阿見町の保健福祉施策をより充実していくため重要と考える取り組み																				
		合計（人）	交通の利便性の確保をすすめる	安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	人が集まり、気軽に相談や交流できる場を充実させる	まちづくりや生きがいづくりがさかんな健康づくりをすすめる	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりをすすめる	機会をつくる	高齢者や障害のある方が地域で活動できる	見守りなどの支援を行う	隣近所など、周囲の理解と協力による	手当てなど金銭的な援助を充実させる	道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	町民活動への援助を充実させる	ボランティア団体やNPO法人など	生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実させる	地域で孤立している社会的孤立者への支援	その他	無回答
	全体	681	32.6	24.1	23.5	21.4	20.1	19.2	19.1	17.3	16.6	14.0	11.7	10.7	6.5	4.1	3.7	2.2	6.3			
中学校区	阿見中学校区	223	32.7	21.5	24.2	22.9	19.7	17.5	14.3	19.3	17.5	13.5	13.0	10.3	6.3	4.9	4.5	0.9	6.7			
	竹来中学校区	217	37.3	18.4	21.2	18.4	21.2	19.8	21.2	16.1	14.3	16.1	8.8	8.8	8.3	5.1	2.3	3.7	5.5			
	朝日中学校区	227	28.6	31.7	26.0	22.9	19.8	20.3	22.9	16.7	18.5	12.3	12.8	11.9	5.3	2.6	4.4	1.3	5.7			
年代	20代	34	23.5	35.3	26.5	8.8	2.9	20.6	8.8	17.6	8.8	20.6	29.4	11.8	14.7	8.8	8.8	2.9	8.8			
	30代	68	29.4	52.9	20.6	29.4	10.3	22.1	13.2	17.6	10.3	5.9	19.1	10.3	5.9	7.4	7.4	7.4	1.5			
	40代	103	34.0	34.0	20.4	29.1	16.5	17.5	14.6	6.8	14.6	8.7	24.3	7.8	3.9	1.0	3.9	2.9	1.9			
	50代	82	37.8	20.7	23.2	19.5	15.9	15.9	20.7	25.6	22.0	7.3	6.1	13.4	6.1	4.9	3.7	1.2	4.9			
	60代	142	33.1	21.8	31.0	25.4	24.6	18.3	19.7	17.6	14.1	13.4	10.6	12.0	7.0	2.1	1.4	1.4	4.2			
	70代以上	251	32.3	12.7	21.1	16.3	25.5	20.7	23.1	18.3	19.9	19.9	4.4	10.4	6.4	4.8	3.2	1.2	10.8			

- ▶中学校区別に保健福祉施策を充実していくために必要な取り組みをみると、阿見中学校区、竹来中学校区では「交通の利便性の確保をすすめる」、朝日中学校区では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」などが上位に挙げられています。
- ▶年代別に保健福祉施策を充実していくために必要な取り組みをみると、20代、30代では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、40代では「交通の利便性の確保をすすめる」、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、50代以降では「交通の利便性の確保をすすめる」などが上位に挙げられています。

5 町社協職員等へのアンケート調査

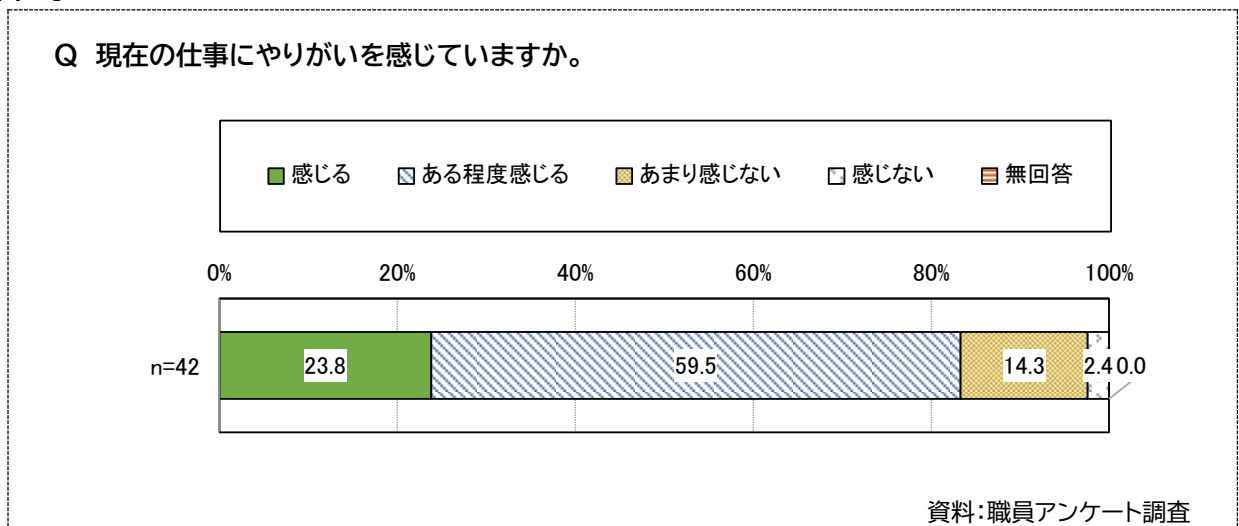
令和3年10月に、町社協職員及び社協理事を対象としたアンケート調査を実施しました。

(1) 勤務年数



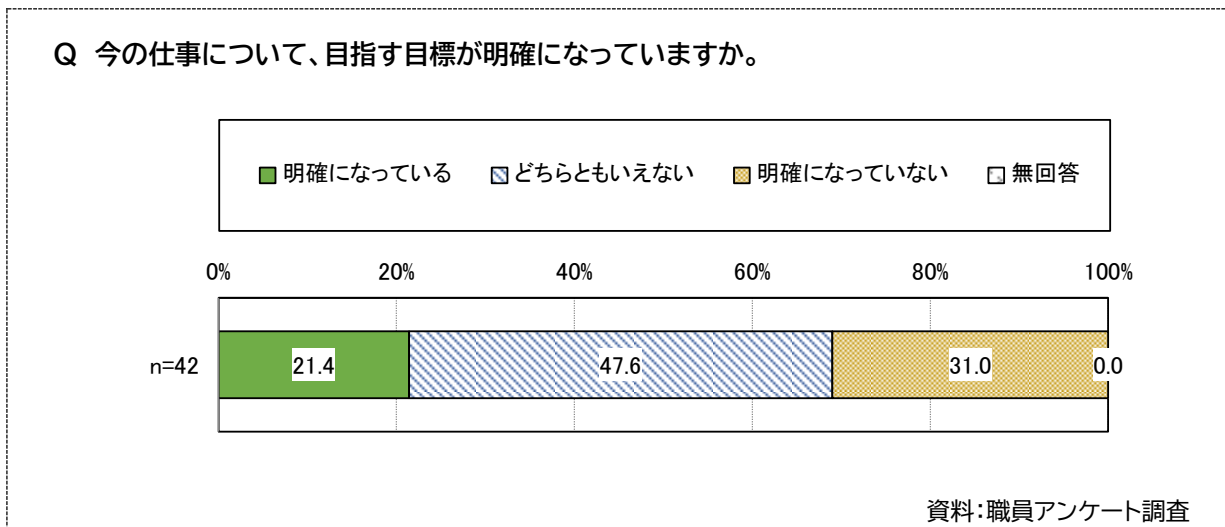
▶勤務年数では、「10年以上20年未満」が47.6%で最も多く、次いで「10年未満」が38.1%、「20年以上」が14.3%となっています。

(2) 仕事のやりがい



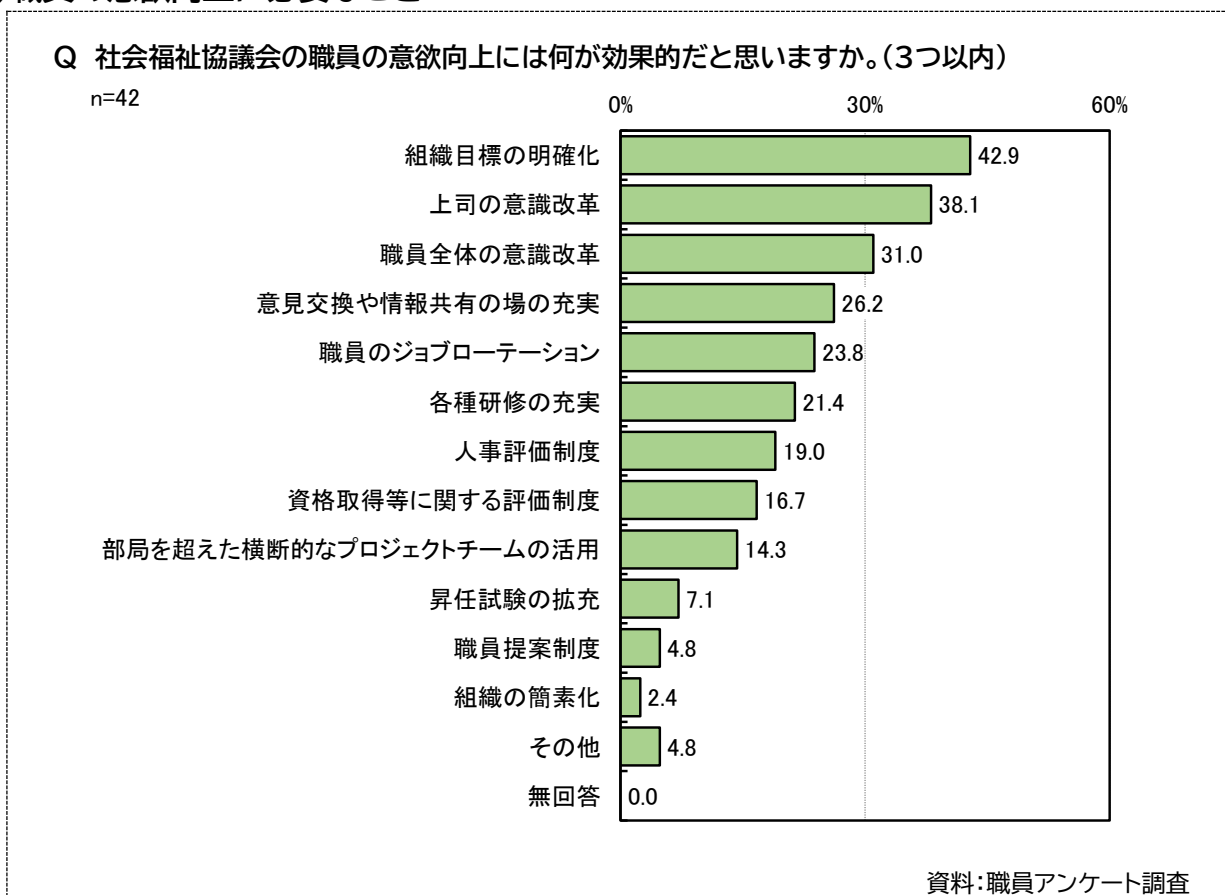
▶仕事のやりがいについては、「ある程度感じる」が59.5%で最も多く、次いで「感じる」が23.8%、「あまり感じない」が14.3%、「感じない」が2.4%となっています。

(3)仕事の目標



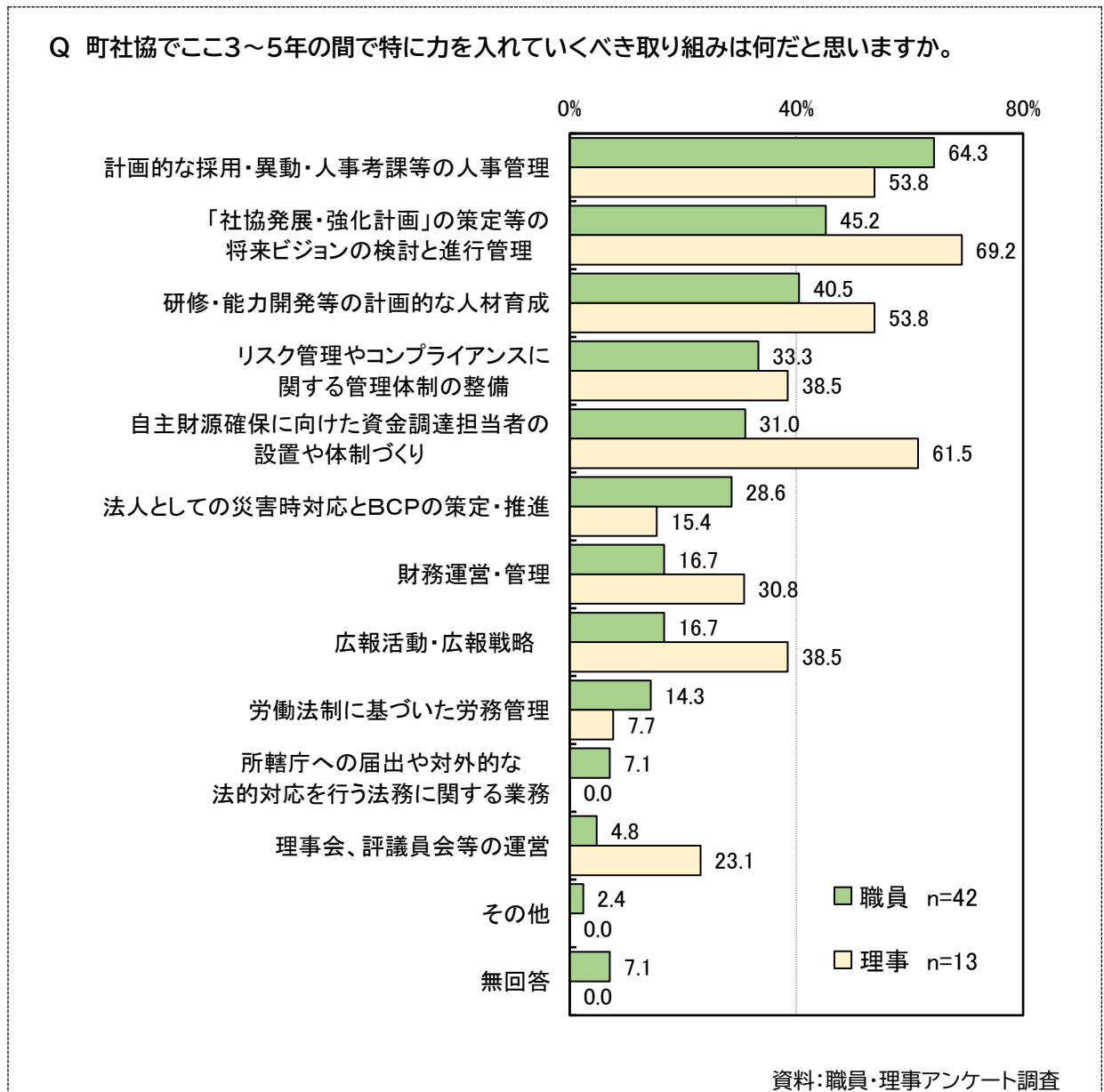
▶仕事の目標の明確化では、「どちらともいえない」が47.6%で最も多く、次いで「明確になっていない」が31.0%、「明確になっている」が21.4%となっています。

(4)職員の意欲向上に必要なこと



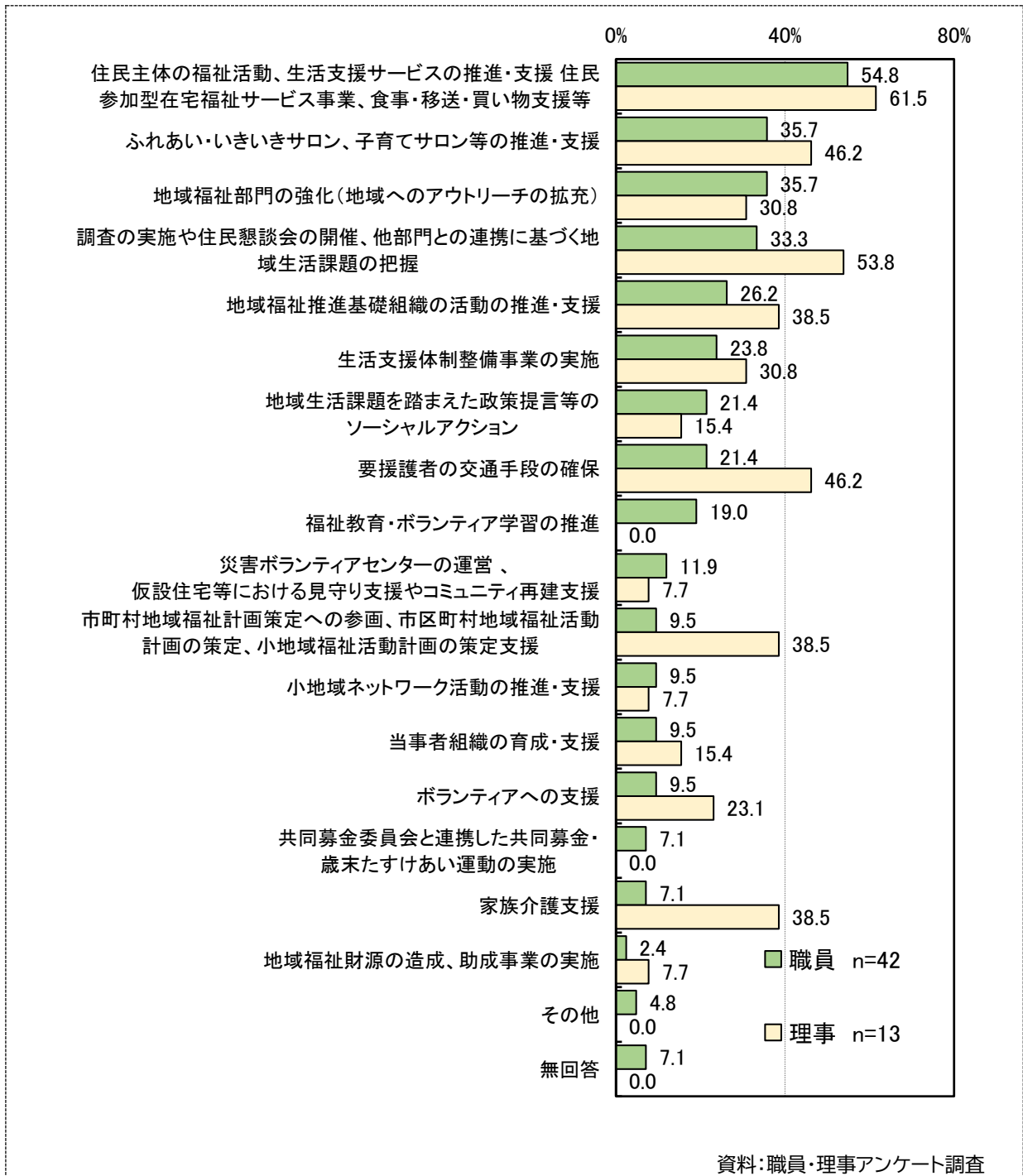
▶職員の意欲向上に必要なことでは、「組織目標の明確化」が42.9%で最も多く、次いで「上司の意識改革」が38.1%、「職員全体の意識改革」が31.0%、「意見交換や情報共有の場の充実」が26.2%、「職員のジョブローテーション」が23.8%などとなっています。

(5)ここ3～5年の間で町社協が特に力を入れていくべき取り組み 【法人経営部門】



- ▶法人経営部門では、職員は、「計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理」が64.3%で最も多く、次いで「「社協発展・強化計画」の策定等の将来ビジョンの検討と進行管理」が45.2%、「研修・能力開発等の計画的な人材育成」が40.5%などとなっています。
- ▶一方理事は、「「社協発展・強化計画」の策定等の将来ビジョンの検討と進行管理」が69.2%で最も多く、次いで「自主財源確保に向けた資金調達担当者の設置や体制づくり」が61.5%、「計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理」と「研修・能力開発等の計画的な人材育成」が同率で53.8%などとなっています。

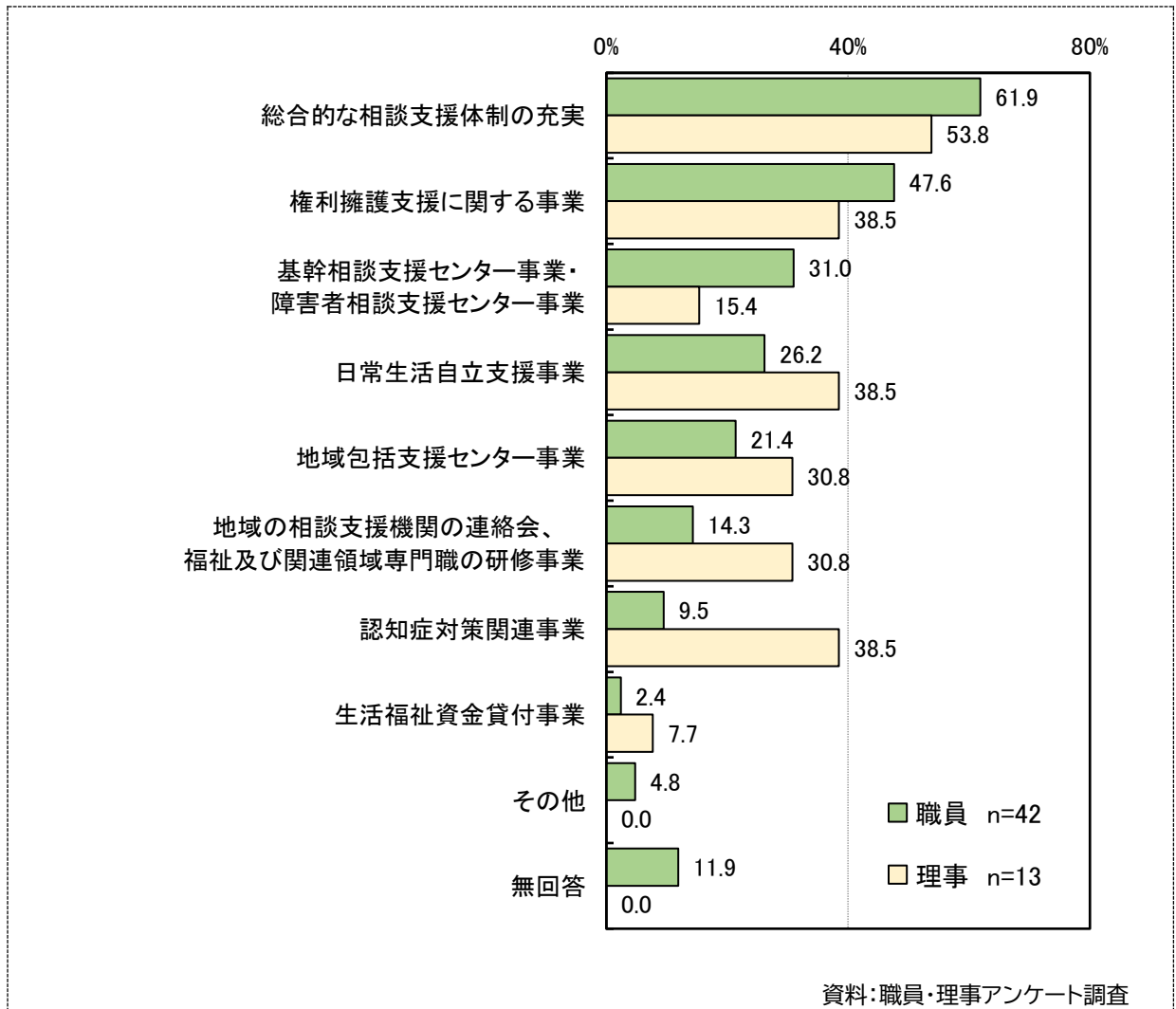
【地域福祉活動推進部門】



▶地域福祉活動推進部門では、職員は、「住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援 住民参加型在宅福祉サービス事業、食事・移送・買い物支援等」が54.8%で最も多く、次いで「ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の推進・支援」、「地域福祉部門の強化」が同率で35.7%などとなっています。

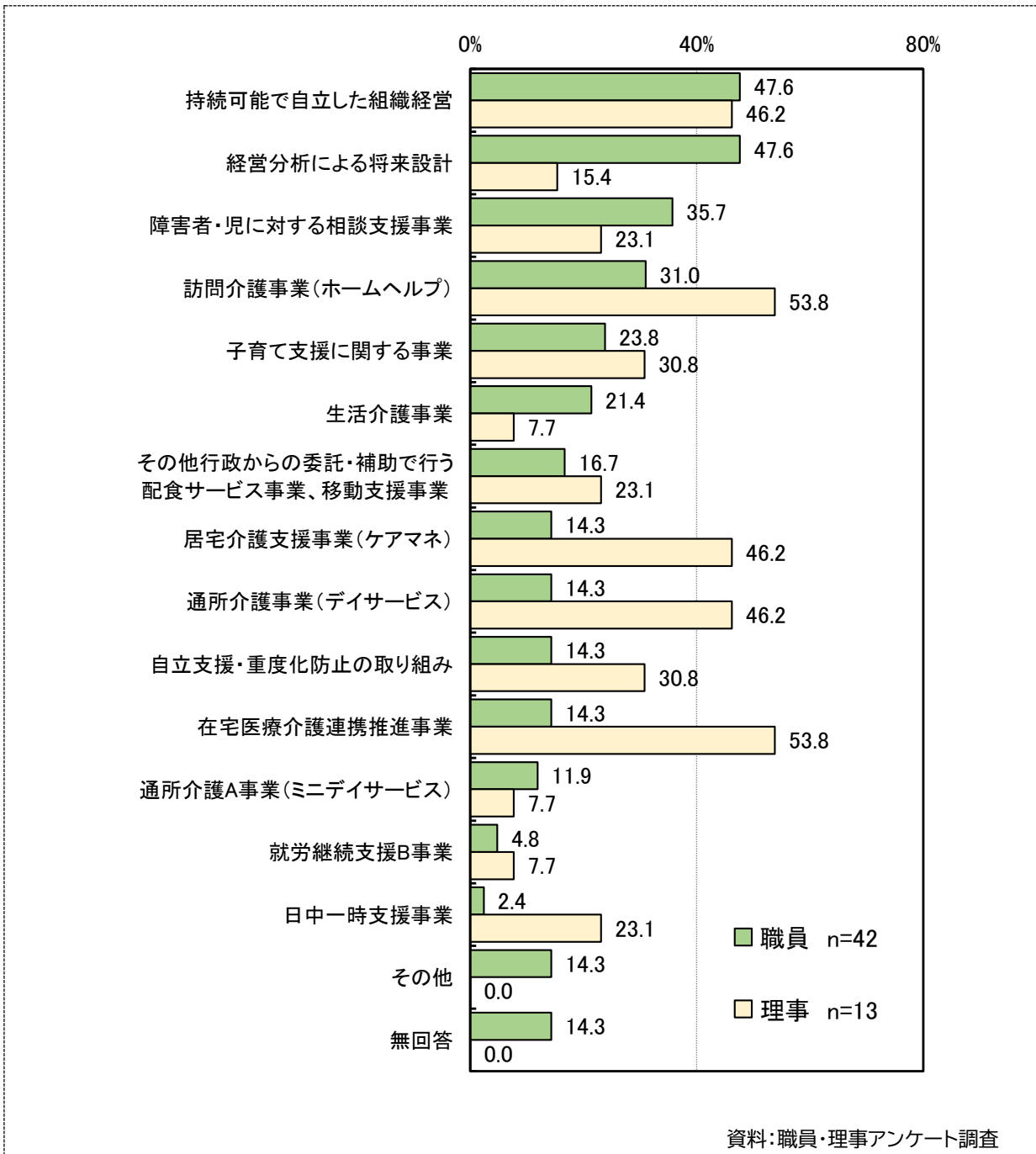
- ▶一方理事は、「住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援 住民参加型在宅福祉サービス事業、食事・移送・買い物支援等」が61.5%で最も多く、次いで「調査の実施や住民懇談会の開催、他部門との連携に基づく地域生活課題の把握」が53.8%、「ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の推進・支援」と「要援護者の交通手段の確保」が同率で46.2%などとなっています。

【相談支援・権利擁護部門】



- ▶相談支援・権利擁護部門では、職員は、「総合的な相談支援体制の充実」が61.9%で最も多く、次いで「権利擁護支援に関する事業」が47.6%、「基幹相談支援センター事業・障害者相談支援センター事業」が31.0%などとなっています。
- ▶一方理事は、「総合的な相談支援体制の充実」が53.8%で最も多く、次いで「権利擁護支援に関する事業」と「日常生活自立支援事業」、「認知症対策関連事業」が同率で38.5%などとなっています。

【介護・生活支援サービス部門】



▶介護・生活支援サービス部門では、職員は「持続可能で自立した組織経営」、「経営分析による将来設計」が同率で47.6%と最も多く、次いで「障害者・児に対する相談支援事業」が35.7%などとなっています。

▶一方理事は、「訪問介護事業(ホームヘルプ)」と「在宅医療介護連携推進事業」が同率で53.8%と最も多く、次いで「持続可能で自立した組織経営」と「居宅介護支援事業(ケアマネ)」、「通所介護事業(デイサービス)」が同率で46.2%などとなっています。

6 課題の整理

阿見町地域福祉計画における地域課題を共有するとともに、町社協職員等のアンケート調査や職員のワーキングチームから見えた課題に取り組みます。

■阿見町地域福祉計画の地域課題(第3次阿見町地域福祉計画より)

(1)地域の支え合い、助け合いの必要性

- 町民一人ひとりに対して、地域福祉の心のさらなる醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支え合いのきっかけづくりが必要となっています。
- 地域活動やボランティア活動を積極的に行う人が不足していることなどを懸念する声もあり、今後さらに団体や個人への負担が大きくなっていくことが予想されます。これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。
- ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発などの活動が課題となっており、ボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

(2)気軽に相談できる体制づくりの必要性

- 近年、複数の問題を同時に抱える世帯が増加する等、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。これらの問題を解決するために、関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助や支援が重要となっています。

(3)安全・安心な地域づくりの必要性

- 本町においては、地区によって高齢化で小規模化する行政区も出始め、コミュニティ機能の低下が懸念されます。また、依然として「交通の利便性の確保をすすめる」については上位となっており、地区によっては、高齢化の進展による交通弱者が増えているため、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。
- 高齢化の進行と併せて避難行動要支援者が増えることが予想されます。行政からの支援に加えて地域福祉の考え方を取り入れた防災力の強化が重要になります。
- 一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生し、防犯の取り組みも求められ、未然防止のための防犯パトロールやボランティアをはじめ、地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。

■町社協職員等のアンケート調査や職員のワーキングチームから見えた課題とその解決策

	課題	問題や課題に対して解決策
社協全体	<ul style="list-style-type: none"> ・組織目標・ビジョンが明確化されていない ・職員全体の意識改革 ・組織体系や年齢層の問題 ・リーダーの不在 ・多様な業務による事務の煩雑化 ・情報の共有がされない ・財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織目標・ビジョンの明確化 ・人員の配置・適正化 ・リーダーの育成 ・業務の平準化・ICT 導入 ・情報共有 ・事業の統合や転換、新規事業の取り組み
法人経営	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理 ・人材育成(研修)・確保 ・有事における体制の構築が急務 	<ul style="list-style-type: none"> ・新人育成の仕組みづくり ・研修の体系化 ・BCP の策定
地域福祉活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・部門を超えた取り組みが求められている ・地域とのコミュニケーションが不足し、生活課題が把握されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活課題の把握 ・住民主体の福祉活動生活支援サービスの推進・支援 ・地域福祉部門の強化(地域へのアウトリーチの拡充) ・他部門との連携
相談支援・権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な生活課題の対応や相談支援 ・現在行われている事業の見直し、廃止、縮小、強化 ・社協の独自性を強調して地域に必要な事業へ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談支援体制の充実 ・専門職によるケース検討会議 ・権利擁護支援センター、基幹相談支援センターなどの充実
介護・生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で自立した組織経営の設計 ・経営分析による将来設計 ・介護人材等の確保

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 町社協の使命と経営理念

(1)使命

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命とします。

(2)経営理念

使命を達成するため以下の5つの経営理念を掲げ、この経営理念に基づき事業を展開します。

社協として、一歩先を行く先駆的なサービス、一段上を行く質の高いサービスの提供、一味違う付加価値の高いサービス提供を目指します。

①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現

地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び町民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって、町民参加型の地域共生社会の実現を目指す。

②誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を送ることができる福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう、支援を必要とする方々の生活状況や思いをくみ取った福祉サービスの実現を目指す。

③多機関と連携・協働による地域に根ざした包括的な支援体制の実現

複合化・多様化した生活課題を総合的に受け止め、地域住民や医療、保健、就労、住まい、司法、教育、権利擁護などの多機関と連携・協働する支援体制の実現を目指す。

④地域の福祉ニーズに基づく先駆的・開拓的な取り組みへの挑戦

地域の様々な課題の対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の問題を捉えなおし、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや福祉活動の開発にたゆみなく挑戦する。

⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

変化の激しい時代環境の中で、地域社会に責任をもって貢献していくために、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、持続可能な経営をしていく。また、町社協の職員として、自覚と誇りを持てる人材の育成に取り組む。

2 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障害、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

町社協では、これまでも人づくりに力を入れ、地域の主体性を重視し、協働によるまちづくりを推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人ひとりの暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、ともに支え合っていくことが重要です。

そこで、第3次地域福祉活動計画の基本理念「みんなで支えるふれあいのまちづくり」を踏襲するとともに、町民、地域団体、企業・事業所、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的に支え合うことができる地域社会を目指します。

また、社協発展・強化計画においても第4次地域福祉活動計画と同一の基本理念のもと、地域福祉を推進するための組織・基盤等の強化を図っていきます。

さらに、地域福祉や組織経営の推進において、町社協は、様々な関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての役割を担っていきます。

第4次地域福祉活動計画
及び発展・強化計画

みんなで支えるふれあいのまちづくり

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として設定し、様々な取り組みの展開を図っていきます。また、基本目標1、2を第4次地域福祉活動計画、基本目標3を発展・強化計画の取り組みとして位置づけます。

基本目標1 地域住民を主体とした福祉活動と支援【第4次地域福祉活動計画】

ともに生きる豊かな地域社会づくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、町民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

さらに、緊急時や災害時に対応できるよう、普段から備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。

具体的な取り組み	実施事業
1 地域ぐるみで ともに支え合う 仕組みづくり	(1)地域ケア会議推進事業 (2)ふれあいいきいきサロンの体制づくり (3)生活支援体制整備事業 (4)家族介護支援事業 (5)認知症サポーター養成事業
2 ボランティアの 育成とボランテ ィア活動の支援	(1)ボランティア活動推進事業 (2)ボランティア連絡会の支援 (3)各種ボランティア講座の開催 (4)福祉体験学習の実施 (5)中学生いきいき介護教室事業 (6)ボランティア協力校指定事業
3 災害時における 支援体制	(1)災害ボランティアセンターの設置及び運営 (2)地域の福祉活動支援

基本目標2 生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化【第4次地域福祉活動計画】

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

具体的な取り組み	実施事業
1 高齢者福祉事業の推進	(1)長寿福祉計画・介護保険事業計画に合わせた事業の推進 (2)敬老会事業 (3)給食サービス事業 (4)ふれあい電話訪問事業 (5)総合相談事業 (6)介護予防ケアマネジメント事業 (7)包括的継続的ケアマネジメント支援事業 (8)高齢者虐待防止ネットワーク (9)在宅福祉有償サービス事業 (10)生活援助型食事サービス事業 (11)居宅介護支援事業 (12)通所介護事業 (13)訪問介護事業 (14)通所型サービスA事業(ミニデイサービス)
2 障害者福祉事業の推進	(1)阿見町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせた事業の推進 (2)障害者居宅介護(ヘルパー派遣)事業 (3)障害者移動支援事業 (4)障害者支援センター事業(多機能型事業所) (5)日中一時支援事業 (6)障害者相談支援事業 (7)在宅障害児・者レクリエーション(なかよし広場)
3 児童福祉事業の推進	(1)歳末ふれあい交流会 (2)ファミリーサポートセンター事業(子育て支援) (3)福祉に関する作文の募集 (4)小・中学校入学祝金支給
4 低所得者等福祉事業の充実	(1)生活福祉資金事業 (2)小口貸付資金事業 (3)生活困窮世帯への食料品の提供 (4)歳末援護金
5 総合的な相談支援体制の充実	(1)包括的な支援体制の構築 (2)心配ごと相談事業
6 権利擁護事業の充実	(1)権利擁護体制の構築 (2)日常生活自立支援事業

基本目標3 社協の基盤整備【発展・強化計画】

基本目標1及び2の達成のために、組織体制・財政基盤の強化を図るとともに、人材の育成、広報活動の充実に努めます。

具体的な取り組み	実施事業
1 組織体制の 充実・強化	(1)組織体制の強化 (2)事務事業の効率性と機能性の向上 (3)事業継続計画(BCP)の策定
2 人材の確保・ 育成と働きやす い職場づくり	(1)人材育成計画の策定 (2)人事評価制度の導入 (3)資格取得の推進 (4)ハラスメント対策 (5)ワークライフバランスの実現
3 財政基盤の強化	(1)安定的経営の取り組み (2)社協会員募集の強化 (3)共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)運動への協力 (4)愛の募金箱設置 (5)各種助成金の活用
4 広報・啓発活動 の充実	(1)ホームページによる広報 (2)「しゃきょうだより」の発行 (3)社会福祉大会 (4)町主催行事における広報 (5)福祉情報提供

第4章

具体的な取り組み

第4章 具体的な取り組み

基本目標1 地域住民を主体とした福祉活動と支援

1 地域ぐるみでともに支え合う仕組みづくり

地域住民同士の支え合い、助け合いを基本とした地域の力を活性化させるため、地域包括ケアシステムの推進やふれあいいいきサロン活動を通じ地域住民の交流を促進します。

また、各地域におけるサロン活動の立ち上げ及びサロン活動への支援を行い、地域住民の交流を図ります。

(1)地域ケア会議推進事業

【事業内容】

地域ケア推進会議の開催、地域ケア評価会議の開催、地域ケア個別会議の開催により地域の要援護者(高齢者や障害者等)を地域で見守り、互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

【第3次計画の評価と課題】

平成29年9月より、介護予防のための地域ケア個別会議の開催を開始しました。平成30年度からは、リハビリ職、薬剤師、栄養士、歯科衛生士が定例的に地域ケア会議に参加し、介護予防、自立支援の観点から事例検討することができました。令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、会議を延期や中止することもありましたが、令和3年1月より、オンライン会議に切り替え、事例検討を継続しています。

また、定例的に地域ケア個別会議で事例を検討し、地域ケア評価会議で検討事例の経過を評価することで地域課題を整理し、地域ケア推進会議を通じて町に政策を提言するシステムが構築できました。今後は地域ケア会議を通じた、サービスや資源を作り出す政策形成プロセスの見直しが必要です。

【活動目標】

多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOLの向上を目指します。

また、事例検討を通じて地域の現状を把握し、地域の実情に応じた効果的な地域づくり、町民や行政、ボランティア、事業所、専門職参加による地域での支え合い、助け合いを促し、高齢者が介護状態を予防し、自立して暮らせるまちづくりを推進します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討				
政策提言		政策提言		政策提言

(2)ふれあいいきいきサロンの体制づくり

【事業内容】

外出機会の少ない高齢者や自宅に閉じこもりがちの方、その他誰でも気軽に集まれる「仲間づくりの場」を町内各地区に広げていきます。地域の皆さんのサロン立上げや運営の支援を行い、介護予防や健康管理、地域の互助活動の促進を図ります。

【第3次計画の評価と課題】

平成30年度からサロン助成金事業を実施後、各地域に新しいサロンが開設され登録サロン数も増えました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大後は、開催自粛や感染症の状況をみながらの対応が続いています。町社協では新たに感染症対策用の物品支給や助成金額の見直し(増額)を行い、開催を支援していますが、今後も仲間づくりの場を維持するために、国が提唱する新しい生活様式を踏まえながら求められる支援を検討する必要があります。

【活動目標】

地域の実情を把握し、地域と町社協が一体となって住民の生きがいづくりや地域の互助活動を促進する場づくりを進めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施		支援内容の見直し	実施	
実態把握				

(3)生活支援体制整備事業

【事業内容】

生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を有する「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置し、生活支援等サービスの多様な提供主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的に協議体を設置し、社会資源の開発等を進めています。

【第3次計画の評価と課題】

平成29年度に第1層協議体として日常生活支援協議会を設置し、事業の普及推進、社会資源の整理等を行いました。住民主体の地域づくりを促進するため第2層協議体設置を進めており、その基盤づくりとして中学校区毎に平成30年度、令和元年度と茶話会を開催し地域の現状やニーズの把握に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で協議体設置が延期となっております。

この事業は町民の理解と協力のもと進めていくことが求められています。第2層協議体を設置し町民を中心とした多様な提供主体と連携していく必要があります。

【活動目標】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために、町民が主体となって地域で高齢者を支え合う体制づくりを推進し、そのための基盤を整えます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2層協議体設置	実施		体制見直し	実施

(4) 家族介護支援事業

【事業内容】

要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした講習や、介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的とした介護者相互の交流会等を開催しています。

【第3次計画の評価と課題】

教室参加者の減少がみられ、開催方法として、平日の日中以外の開催時間の変更を検討し、夜間開催を試みました。30代など若い世代の参加・日中就労している方の参加など通常とは異なる方の参加がみられ、一定の効果も感じられ、休日開催も視野に入れましたが新型コロナウイルス感染症拡大のため実施はできていません。また介護者の交流会に関しては希望者が少なくなっており、介護教室同様内容や開催方法の検討が必要で、住民が教室に対してどのようなニーズがあるのか調査等で把握に努め教室開催に反映させる必要があります。

【活動目標】

高齢者への介護に関する知識や技術の習得を必要としている人に、必要な情報を伝えていけるように、教室開催の手段や方法を検討します。また介護者が孤立せず情報交換できる場所の提供を行います。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニーズ調査	開催方法の見直し	実施	評価	実施

(5) 認知症サポーター養成事業

【事業内容】

地域における認知症高齢者の見守り体制構築のため、認知症高齢者に関する知識のあるボランティアの育成を目的としています。地域住民からの申込みに応じて出張講座形式で養成講座を開催します。講座受講者には認知症サポーターであることを示すオレンジカードを配布します。

小・中学生や大学生、専門学生に対しては毎年定期的に講座を組み込んでいます。

【第3次計画の評価と課題】

講師役のアドバイザーの確保や認知症サポーターとなった後、具体的な活動の場を検討していく必要があります。

令和元年度からは新型コロナウイルス感染症拡大のため、予定していた講座が中止・延期となり、新規の依頼が入らなくなっている状況であり、地域住民からの依頼はほぼ無くなっています。

【活動目標】

地域住民へも周知していきますが、オンラインでの開催にも力を入れていき、若い世代にも周知します。幅広い対象者へ講座を開催するため養成事業の周知啓発を実施します。

認知症サポーターには地域包括ケアリーダーやオレンジカフェなどへの協力だけでなく、地域での見守りと相談窓口への連絡などができる体制をつくります。

「認知症施策推進大綱：KPI／目標」において、令和7年度までに全市町村で本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジなど)の整備を目指します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催方法の見直し	実施	評価	実施	

2 ボランティアの育成とボランティア活動の支援

地域活動やボランティア活動への支援によって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を図ります。

(1) ボランティア活動推進事業

【事業内容】

阿見町のボランティアセンター機能は「町民活動センター」に位置づけられていますが、今後も社協の役割として、その特性を活かしながらボランティアに対する啓発・育成活動を実施します。

また、町民活動課、町民活動センターと連携を取りながら、情報の集約、活動の推進に努めます。

【第3次計画の評価と課題】

ボランティア講座の開催や相談、コーディネート業務において町社協独自で事業を実施しています。ボランティア保険加入窓口として、サークルや個人ボランティアの登録窓口としての機能を果たしています。

今後は会員の高齢化や会員数の減少に対する改善策の検討が必要です。また、ボランティア連絡会と町社協の連携の在り方について、検討します。

【活動目標】

ボランティア連絡会以外にも町社協に登録しているサークル、個人は多数あるため、今後もそれらの活動の実態を把握し、ボランティアの相談窓口としての認知度を広め、活用していただくための相談支援体制の充実を図ります。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期的な活動の把握、相談体制の強化(継続)				

(2) ボランティア連絡会の支援

【事業内容】

令和4年3月末現在、5サークルで77名(個人ボランティア含む)。

福祉分野に限らず環境ボランティアも含まれています。サークル代表による世話人会を月1回開催しています。

【第3次計画の評価と課題】

ボランティア連絡会に所属するサークルにおいて、会員の減少が大きな課題となっており、連絡会活動にも影響が出ています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により各サークルや連絡会としての活動に制限が生じている中で、今後どのような形でそれぞれの活動を継続していくかが課題となっています。連絡会として、会員は少ない状況ではありますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の収束を見ながら、まずは定期的に気軽に参加できるイベント等を企画し、会員同士の交流の機会を継続して確保することで、活動の活性化につなげようとして取り組み始めています。

【活動目標】

各サークルの活動以外に「ボランティア連絡会」の活動を続けていくことの意義や今後の方向性を年度ごとの推移に注視しながら、連絡会と事務局がともに検討します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見直しによる事業実施				

(3)各種ボランティア講座の開催

【事業内容】

ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成、活動の場を広げる手段として活用します。

【第3次計画の評価と課題】

平成29年度に「シニアボランティア講座」、平成30年度に「手話・要約筆記講座」、令和元年度に「要約筆記講座」を開催しました。

新規ボランティアの獲得が難しく、特に、男性の参加が少ないことが課題であり、継続して考えていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ボランティア活動についても様々な制限や、形式を変えざるを得ない場合があります。サークルや個人ボランティアと日常的に連携を取り、その時々ニーズについて把握をし、講座の内容へ反映させていくことも必要と考えます。

【活動目標】

現在ボランティア活動をしている方向けの支援及び、新たなボランティアの育成と、両方の視点からニーズに合わせた講座を企画します。

また、講座で学んだ内容を実践につなげるためのフォローについても併せて検討します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティアのニーズの調査、講座の実施				

(4)福祉体験学習の実施

【事業内容】

小・中学生の福祉体験学習や「総合的な学習の時間」等で車椅子、ガイドヘルプ、インスタントシニア等の体験学習を行っています。必要に応じてボランティアと一緒に学校に出向いて、講話・体験・振り返りをしています。

【第3次計画の評価と課題】

高齢者疑似体験セットの老朽化に伴い、平成30年度に新規購入(大人用、子ども用)を行い貸出への体制を整えることができましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により貸出が難しい状況となりました。令和3年11月より感染の収束状況を見極めつつ、感染対策を講じた上で、できる限り学校の要望に沿うことができるよう、担当教諭との打ち合わせのもとに貸出を再開しました。

体験学習の実施については、事前準備、事後の学習、成果等について担当教諭との相談、調整が大切であるため引き続き必要な感染対策は続けつつ、実施します。

また、近年では学校を訪問して行う車椅子、ガイドヘルプ体験講座の依頼が少ない傾向にあるため、学校側に体験講座の内容を詳しく知っていただけるような資料を作成し教育委員会指導室との調整を図りながらPRを進めていく必要があります。

【活動目標】

高齢者疑似体験セット新規購入に伴い、これまで以上に子どもたちにより良い体験の機会を提供できるよう、学校側からの相談や要望に対して担当教諭と内容を調整しながら対応していきます。セット貸出、返却の際の消毒等の感染対策を講じ、安心して利用してもらえるように実施します。

また、ボランティアサークルと協働して、積極的に学校へ出向いて体験講座を行うことで、子ども達の福祉への関心と理解を深める機会を作ります。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
感染対策を講じながら、教育委員会指導室、学校との相談・調整のもと実施				

(5)中学生いきいき介護教室事業

【事業内容】

中学生に対し、福祉・介護・ボランティア活動をテーマに講座を実施し、地域のボランティアによる「支え合う地域社会づくり」を推進します。

ボランティア講座、県立医療大学での介護体験実習、施設実習等を行い、中学生のボランティア、福祉に対する意識を啓発します。

【第3次計画の評価と課題】

夏休み期間に実施していますが、学校での活動(職業体験、部活動、大会、運動会の練習)等、スケジュールの確保が難しくなっています。

全3日間のカリキュラムで実施していましたが、すべての日程へ参加することが難しいことから、参加を見合わせたという声もあり、実施においては中学生のスケジュールや現状に合わせた形式を検討する必要があります。

また、感染症対策の観点より、これまで実施してきた施設での実習の見直しを行う等、対策をとる必要もあります。

ただし、進路を考え始める時期に福祉や介護について学ぶことは、中学生にとって貴重な体験になると考えます。内容については常に見直し、中学生にとって学びの多い内容になることを考え事業を実施します。

【活動目標】

将来、福祉関係の仕事に興味を持っている生徒の参加が目立つため、講座内容や日程等も含めた事業を再構築します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施				

(6) ボランティア協力校指定事業

【事業内容】

町内小・中学校を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の啓発・普及を行うため協力校として指定を行い、助成金の支給を行います。

【第3次計画の評価と課題】

助成金は各学校で実施している福祉体験学習等に有効活用してもらえるようになりました。新型コロナウイルス感染症拡大で学校において外部講師を招いての学習が難しい状況でありましたが、今後はボランティア団体の協力も得ながら、町社協による出張講座が取り入れられるよう学校と連携を図る必要があります。

ひとりでも多くの子どもたちに、ボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、継続した支援をしていくことが課題です。

【活動目標】

学校生活の中でできるボランティア活動や福祉体験学習等の情報を学校側に発信し、積極的に活動をしていきます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町内全小中学校への指定・実施				

3 災害時における支援体制

災害時の地域におけるニーズの把握や、要援護者対応にボランティアを結びつけられるように、地域防災の普及・啓発活動を行うとともに、地域防災組織との連携強化を推進します。

(1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営

【事業内容】

災害発生時には、町地域防災計画に基づき、町社協が災害ボランティアセンターを設置・運営します。

【第3次計画の評価と課題】

他県や県内で設置された災害ボランティアセンターへ職員の派遣を行い、職員の習熟度が向上しました。経験に基づき不足している仕組みや資材を事業に反映し、マニュアルの再検討を行っています。

また、災害発生時にはさわやかセンターが福祉避難所として開設され、町社協にも協力が求められています。町の計画と町社協の計画の整合性・連携性について一層の協議が必要です。

【活動目標】

職員や町民を対象とした災害ボランティアセンター設置運営訓練を開催することで、災害発生時の初動対応、センター運営が円滑に進むように体制づくりを目指します。また、町の計画について町社協の役割の協議を行います。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施及び町との協議				

(2)地域の福祉活動支援

【事業内容】

行政区長、民生委員・児童委員との連携により、要支援者の支援を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

災害発生時に要支援者を支援できる体制の確立が必要となりますが、町社協利用者の安全確認や災害ボランティアセンター設置など災害時に町社協が行う活動が他にもあります。限られた人員の中で行う要支援者の把握や支援は地域の方の協力や防災危機管理課や社会福祉課等との連携の強化が必要となります。

災害発生時に町社協が要支援者に行う支援内容を明確にすることで効率的な活動が可能になるため、町、関係機関との協議を行います。

【活動目標】

災害発生時の要支援者の支援体制を検討します。そのためには今後も引き続き区長会、民生委員・児童委員協議会との連携が重要になります。また、行政関係機関との連携を図り活動します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援内容の協議及び支援体制の確立・改善				

基本目標2 生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化

1 高齢者福祉事業の推進

高齢化の進展に伴う要介護や認知症高齢者の増加、介護費用の増大などが見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、介護、保健、医療、福祉などの関係機関との連携による支え合い、助け合いや地域全体で高齢者を支える体制を進めます。

また、町社協は、介護保険制度が導入される以前から、高齢者のニーズに応じて在宅福祉サービスを先駆的に展開してきましたが、介護保険が導入され22年が経過し、民間事業者も多く参入してきていることから、社協が介護サービス事業を実施することの意義を明確にし、地域のニーズを把握しながら、社協らしい介護サービス事業の展開を図るとともに、今後の事業の在り方について検討を進めていきます。

(1)長寿福祉計画・介護保険事業計画に合わせた事業の推進

【事業内容】

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもちながら自立した生活を営むことができるように、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護保険サービスのみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて各関係機関との連携を図ります。

【第3次計画の評価と課題】

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが中心となり、介護保険事業、地域福祉事業、その他関係機関と連携しながら介護サービス、福祉サービスの充実、住民活動の促進、地域づくりに取り組んできました。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから住民のニーズはますます複雑化・複合化していくことが予測されます。それらのニーズに対応していくため町社協の機能を強化していくことが必要です。

【活動目標】

「阿見町長寿福祉計画・介護保険事業計画」の重点施策の達成に向けて高齢者の社会参加、介護予防の推進、地域で支え合う仕組みづくり、自立支援・重度化防止に向けた支援等に町社協全体で取り組みます。

また、地域で不足している社会資源や民間事業所が参入し難いサービスについて実態を把握し、町社協が先駆的に取り組んでいけるよう体制強化に努めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動目標に合せながら高齢福祉課と連携を図り事業を実施				見直し

(2) 敬老会事業

【事業内容】

行政区主催による敬老会を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、今後の実施方法の見直しが必要となっています。

【第3次計画の評価と課題】

平成30年度にすべて行政区主催に移行を完了しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2・3年度は開催中止となり、特例措置として対象者へ町からお祝いの品としてクオカード千円分の送付を行いました。

今後、「新しい生活様式」を踏まえ、敬老会という形式に限ることなく、地域ぐるみでともに支え合う仕組みづくりのきっかけとなり、地域活動の活性化となるよう実施内容の検討を重ねていきます。

【活動目標】

今後の感染状況に応じた実施方法について、町や関係機関と十分な検討を行い、方向性を確認しながら事業の在り方を見直します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係機関との調整	新しい生活様式を踏まえての課題検討・実施			

(3)給食サービス事業

【事業内容】

在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して、調理・配送・訪問ボランティアが月2回、無料のお弁当を提供し、安否確認を兼ねたふれあい型のサービスとなっています。栄養バランスを考慮したメニューは町社協の栄養士が作成しています。

【第3次計画の評価と課題】

お弁当には町内5か所の小学校の児童がボランティア活動として作成してくれた「掛け紙」をかけていることから、高齢者に大変喜ばれており、手作り弁当も好評なため、今後も継続していきたい事業です。

現在利用者は微増傾向にあり、配送ボランティア1人あたりの担当数は1～8件程度となっているため、負担の軽減をすることで安全に活動してもらえよう新たな配送ボランティアを増やすことが求められています。

ボランティアを中心としたふれあい型のサービスであるため、現在活動中の方々へ継続しやすい環境を整えることも必要です。

【活動目標】

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大で緊急事態宣言や感染拡大市町村に指定され、事業を中止せざるを得ない期間もありましたが、安否確認の必要性を重視し、今後同じような状況になった際、継続して実施できる体制や改善策の検討を町とも連携し協議します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町との連携 実施体制検討	実施(随時、内容の検討)			

(4)ふれあい電話訪問事業

【事業内容】

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者に電話を掛け、安否確認や孤独感の解消のため傾聴しながら話し相手になり、必要に応じて関係機関につなぎます。

【第3次計画の評価と課題】

新型コロナウイルス感染症拡大により、いろいろな場面での人との関わりが減ったなか、自宅で過ごす時間が多くなったこと等から利用者数が12%程度増えています。今後も同じような状況下で需要が見込まれることから、毎月の定期的な訪問を目標に、訪問時間や訪問員数を早急に検討し見直しが必要と考えられます。

【活動目標】

安否確認・孤独感の軽減につながる事業で、長年ボランティアが携わり実施されている阿見町独自の事業です。今後、町との連携や、システムの見直しをしながら進めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問時間、訪問 人員数の見直し	見直し後の事業実施			

(5)総合相談事業

【事業内容】

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス機関、制度の利用につなげる等の支援を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

相談内容は、ますます多岐に渡り、特に問題の複合化したケースが増加しています。今後、職員体制の検討が急務であり、地域の関係機関と連携しながら、支援を必要とする高齢者の早期発見をし、適切な支援へつなげる体制が必要となります。

【活動目標】

地域における様々な関係機関とのネットワークを構築しながら、ネットワークを通じた実態把握に努め、適切な情報提供や継続的、専門的な相談支援体制を図ります。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
継続	実施			

(6) 介護予防ケアマネジメント事業

【事業内容】

要支援1・2と認定された方や事業対象者等が介護が必要にならないための取り組み、ケアマネジメントを行っています。また、介護予防ケアプランの作成を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務については制度に基づいて居宅介護支援事業所と連携を取りながらケアマネジメントを行っています。

総合事業へ移行し多様なサービスの選択が可能となりましたが、選択できる社会資源が不足しているのが現状です。

【活動目標】

高齢者自身が介護予防に取り組むことができるよう支援するとともに、アセスメントを充実させ住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
継続	実施			

(7) 包括的継続的ケアマネジメント支援事業

【事業内容】

地域包括ケアの実現のため、町内のケアマネジャーの支援を行い、地域の関係機関(介護サービス事業者、民生委員、NPO、社協、医療機関、市町村)との連携体制を構築しています。

【第3次計画の評価と課題】

個々の介護支援専門員からの困難事例の相談に対してサポートを行っています。また町内介護保険事業所への研修や意見交換の場を定期的開催、運営しケアマネジャー同士のネットワークを構築しています。

ケアマネジャーによる本事業の認知度は高くないと思われるため、居宅介護支援事業所等への周知も検討します。

【活動目標】

介護支援専門員の実践力の向上に向け、意見の募集や情報の提供を行います。包括や主任介護支援専門員を中心に、地域の介護支援専門員への指導や精神的サポートを目指します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
継続	実施			

(8)高齢者虐待防止ネットワーク

【事業内容】

高齢者の権利擁護のひとつである高齢者虐待と、その予防への対応をより効率的かつ効果的に実施するため町が設置している「高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会」において、地域包括支援センターとして積極的な協力を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

高齢者虐待事例への対応は包括と行政の連携を中心として、介護保険事業所や警察、医療機関等と情報共有しながら支援を行っています。平成30年度より虐待の早期発見、周知を目的として町のホームページに高齢者虐待発見チェックリストを掲載しています。

高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会は実績報告が中心となっており、今後はネットワークの強化や連携などが必要です。

【活動目標】

町の実情にあったネットワークをつくるため、関係機関との情報共有など様々な方法で課題や問題点を把握し、基盤の充実を進めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係機関との 連携強化	実施			

(9)在宅福祉有償サービス事業

【事業内容】

住民の参加と協力により概ね65歳以上の高齢者で日常生活を営む上で障害のある世帯などに、簡単な家事の手伝いをする会員登録制の有料の在宅サービスを行っています。

【第3次計画の評価と課題】

介護保険サービス及び障害福祉サービスで制限されている部分を支援することができる事業として機能しています。

利用者が望む福祉サービスは多様化していますが、協力会員は不足の状態です。限られたマンパワーで対応できるよう活動内容の見直し、併せて対応する協力会員の確保が必要です。

【活動目標】

介護保険事業者、障害サービス事業者と連携をとりながら、利用者の要望に合わせたサービスが提供できるよう体制を整えます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			サービス内容の見直し	実施

(10)生活援助型食事サービス事業

【事業内容】

高齢者及び障害者世帯等に対して、栄養バランスのとれた調理済みの食事をその居宅へ提供することにより、高齢者・障害者等の自立した生活を支援するとともに安否の確認を行っています。調理・配送については業者へ委託し、利用状況や安否確認については連携を取りながら実施しています。

【第3次計画の評価と課題】

特別食(カロリー食・減塩食・低たんぱく食等)への対応ができることで、利用者の要望に即した食事内容を提供することができています。

また、外出が難しい、離れて暮らす家族との行き来ができなくなった等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、利用者の数は増加の傾向にあります。

食事の提供とともに、見守り・安否確認が本サービスの主軸であることから、利用者の様子や変化について、弁当業者の他、ご家族や地域の民生委員、その他関係機関と連携をとります。

【活動目標】

食事の提供を通して自立した生活を支援するために、関係各所と連携を取り、事業を進めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業の実施、関係各所との連携の強化				

(11) 居宅介護支援事業

【事業内容】

介護保険事業における要介護者への居宅介護支援(ケアマネジメント)事業です。利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

【第3次計画の評価と課題】

低所得者や困難と思われるケースに対し、地域包括支援センターと連携・協力し対応しています。また、介護保険制度導入時からの事業所であることと、それぞれ長い実務経験からそのノウハウが活かされています。

今後も引き続き、介護保険制度改定の動向を見ながら、受け入れ規模の調整と役割(位置付け)の検討が必要となっています。

【活動目標】

一般に受け入れできないケース(低所得、困難と思われるケース等)に対し、地域包括支援センターや他の団体と連携し対応するとともに、他制度を活かした町のリーダー的役割を目指し、総合的な支援をします。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
役割(位置付け)の検討を含め実施				

(12)通所介護事業

【事業内容】

町内在住で要支援・要介護状態になった人を対象に、通所により入浴や食事(おやつ)、レクリエーションや機能向上体操等のサービスを提供しています。また、四季折々の館内行事、買い物ツアー等の館外行事も行っています。

【第3次計画の評価と課題】

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言や感染予防のため、行事などのサービス内容の変更を余儀なくされましたが、活動目標は概ね達成できたといえます。

新型コロナウイルス感染症拡大で一時的に利用の減少は見られたものの、基本的に利用開始から短期間でやめる方はほとんどおらず、長期間利用している方や利用開始後に利用回数を増やす利用者が多くみられることから、既存の利用者や家族のニーズはある程度満たせているものと考えます。また、件数として多くはありませんが、困難事例の受け入れも継続して行うことができます。

反面、週に複数回利用する方が増えたことで、利用者が施設入所や入院等で利用停止になった時の減少幅が大きいため、その穴埋めが重要となっていますが、新規利用者数が伸びていない現状では難しい状況であり、利用者の確保が大きな課題であるといえます。

また、事業を安定的に継続するために、採算状況やサービス提供状況について常に分析するとともに、事業を実施する意義や社協ならではのサービス展開をしっかりと議論し、状況に応じた経営判断を行うなど、将来を見据えた経営が求められます。

【活動目標】

利用者の心身機能に応じた日常生活上のお世話及び訓練を行うことによって、残存機能を維持・活用できるよう支援していくこと、また孤独感の解消や介護者の負担の軽減を図ることを目標としています。

さらに、必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、他事業所での受け入れや対応が困難なケース(低所得、医療的処置が必要、生活環境に問題のある方等)をケアマネジャーや地域包括支援センター等と連携し積極的に受け入れを行います。

また、定期的に経営会議を開催し、効果的で効率的な自立した経営を行うとともに、社協で事業を実施することの意義を含め、今後の事業の在り方について検討を進めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
報酬改定の内容や利用者数の変動など状況に応じて事業内容と介護保険による デイサービス事業の役割(位置付け)の検討を含め実施				

(13)訪問介護事業

【事業内容】

要介護、要支援者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

依然として、新たな登録ヘルパーのなり手がなく、人材が少なくなっているため、引き続き登録ヘルパーの確保・手段の検討が必要となっています。

【活動目標】

一般に受け入れできないケース(低所得、困難と思われるケース等)に対し、地域包括支援センターや他の団体と連携し対応するとともに、他制度をも活かした町のリーダー的役割を目指し、総合的な支援をします。また、継続して登録ヘルパー等マンパワー確保に努めます。

さらに、ホームヘルパー派遣事業の役割(位置付け)を検討します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マンパワー確保及びホームヘルパー派遣事業の役割(位置付け)の 検討を含め事業を実施				

(14)通所型サービスA事業(ミニデイサービス)

【事業内容】

介護保険の指定事業所として、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の事業対象者及び要支援者に対し、生きがいを持ち健康で自立した日常生活を営むための支援を行い、要介護状態になることを予防するための事業を行います。

【第3次計画の評価と課題】

年間延べ利用者数が、平成29年度の1,419名と比べ、新型コロナウイルス感染症拡大の中でありながら令和2年度1,886名、令和3年度1,833名と増加しています。

自立した日常生活を送っていても自由に外出することが難しい方は多く、送迎付きの介護予防事業には一定のニーズがあると考えられます。しかし、阿見町では平成29年度から始まった総合事業ですが、通所型サービスAへの民間からの参入は十分ではなく、ニーズを満たす環境が整うまでは町社協で実施する必要性があると考えられます。

一方で事業内容について振り返ると、生きがい活動支援事業所から通所型サービスAに移行したことにより、軽度の認知症の方などを含め、利用対象者が拡大されました。それに伴い、自発的な活動を中心に過ごしたい方や職員が提供する介護予防プログラムを中心にサービスを受けたい方など、利用者のニーズも多様化しています。現時点では大部分の利用者は満足して通所していると考えられますが、あらためて事業所の目標を明確にした上で、利用者のニーズにマッチし、かつ効果的な介護予防に資するよう事業内容の再検討が必要となっています。

【活動目標】

第3次計画の評価を踏まえ、町社協内での事業実施係の見直し、想定される利用者像にあったサービス内容の設定、適切な人員配置、効果的な介護予防サービスを提供するための専門職の活用等について、定期的に経営会議を開催し、効果的で効率的な自立した経営を行うとともに、今後の事業の在り方について検討を進めます。

その上で、利用者の主体性を尊重し自助活動につながるよう支援するとともに、介護予防を必要としている多くの方が利用できる環境づくりに努めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制見直し	見直し後の事業実施			

2 障害者福祉事業の推進

障害者総合支援法に基づき、事業所として効率的かつ効果的な経営を行うことは基より、利用者に対して質の高いサービスを適切かつ効率的に提供します。

(1)阿見町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせた事業の推進

【事業内容】

計画の基本理念である「障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生きがいのある生活を営むまち阿見」の実現に向け、計画に合わせた事業の推進を図り、町社協として障害者福祉事業を展開しています。

【第3次計画の評価と課題】

社会福祉課や地域包括支援センターと連携を図りながら、障害者支援センター、日中一時支援事業、障害者相談支援事業所を運営し、障害福祉の充実を図っています。

今後、障害者総合支援法、介護保険法など各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族(構成)・地域社会の変容などによる既存の縦割り(組織)から、枠組みを越えた、横割り、連携、協働等の包括的支援の必要性が高くなり、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めていくことが、課題となってきます。

【活動目標】

要支援者を取り巻く家庭環境の複雑化、ニーズの多様化、8050問題等に対応するべく、町社会福祉課や地域包括支援センターとの更なる連携に加え、令和4年度より開設される、地域生活支援拠点事業者と連携し、障害福祉の充実に努めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係機関と連携を図り事業を実施				事業の見直し 次期計画準備

(2)障害者居宅介護(ヘルパー派遣)事業

【事業内容】

障害者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行っています。また、利用することで、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持、家族の介護負担の軽減等を図っています。

【第3次計画の評価と課題】

通年、精神保健福祉手帳所持者の利用が多くなっています。

精神保健福祉手帳所持者の利用は日や時季により状態が変わり、利用も不安定であるため、職員の増員は難しいものの、常に安定した登録ヘルパーの確保・手段の検討が必要です。

また、身体介護の重度化や高齢化など、在宅介護利用者数の変動も大きく、これについても状況に合わせた活動ができるよう登録ヘルパーの確保が必要であり、常に運営の動向を見ていくことが必要です。

さらに、ホームヘルパー派遣事業の役割(位置付け)の検討が必要となっています。

【活動目標】

需要があり、対応する事業所が少ないことから、必要不可欠なサービスとして位置づけていますが、常に対応が可能となるよう、登録ヘルパー等マンパワーの確保を目指します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マンパワー確保検討及びホームヘルパー派遣事業の役割(位置付け)の検討を含め事業を実施				

(3)障害者移動支援事業

【事業内容】

障害者における社会参加の促進を目的に、外出時の移動を支援します。

【第3次計画の評価と課題】

利用することは希ですが、依頼があった場合の対応として体制を整えています。

【活動目標】

必要な時の受け皿として、ヘルパーの受け入れ体制の確保を継続していきます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急受け入れ時の体制継続				

(4)障害者支援センター事業(多機能型事業所)

【事業内容】

常に介護を必要とする方に、通所方式にて、食事、排泄等の介護を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。(生活介護)

一般企業での就労が困難な方に、通所方式にて働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を向上させるための訓練を行います。(就労継続支援B型)

【第3次計画の評価と課題】

個々の能力や障害の特性に応じて、適切な支援及び介護をするための職員体制の構築をしてきました。生活介護は、今後、医療的ケアの必要な利用者の増加が見込まれます。

就労継続支援B型は、工賃向上のために、受注作業の確保が必要です。

【活動目標】

多種多様な障害を持った方々のニーズに沿った適切なサービス向上に努め、更に専門知識を深めるとともに職員の資質向上を図ります。

生活介護は、医療的ケアの必要な利用者を受け入れる体制づくりに努めます。

就労継続支援B型は、適切なサポートを行いながら、軽作業を中心とした働く場を提供します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動目標に合わせながら事業の拡充・強化				事業の見直し 次期計画準備

(5)日中一時支援事業

【事業内容】

支援者、介護者の都合などにより障害者及び障害児を一時的に支援、介護できなくなった場合に一時預かりを行います。

【第3次計画の評価と課題】

障害者は障害福祉サービス、障害児は障害児通所支援を利用する方が増加傾向にある中で、日中一時支援のニーズの把握が必要です。

【活動目標】

日中活動の場の確保及び地域生活を促進していく上で必要な事業であるので、社会福祉課及び町社協相談支援事業所と連携を図りながら、ニーズの把握に努め、事業を進めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動目標に合わせながら事業を実施				事業の見直し 次期計画準備

(6)障害者相談支援事業

【事業内容】

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。(特定相談支援事業)

障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。(障害児相談支援事業)

障害者(児)及び家族または介護者などからの相談に応じ、情報の提供の便宜を図ることや、権利擁護のために必要な援助等を行います。(障害者相談支援事業)

【第3次計画の評価と課題】

平成27年3月から事業を実施し、相談支援専門員を増員する等、事業を充実強化してきました。

障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」、要支援者を取り巻く家庭環境の複雑化、ニーズの多様化、8050問題等、対応が困難な事例が増える中で、障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生きがいのある生活を営むためには、総合的かつ専門的な相談窓口の設置が必要となります。

【活動目標】

阿見町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に合わせて、令和5年度までに、総合的かつ専門的な相談支援を行い、地域における中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センター(相談支援専門員、社会福祉士、保健師等を配置)の開設を目指します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町との協議	開設	事業の拡充		事業の見直し 次期計画準備

(7)在宅障害児・者レクリエーション(なかよし広場)

【事業内容】

在宅の障害者を対象に、保護者とともに楽しく過ごしていただくことや保護者同士の親睦や交流の機会を設けるため、日帰りレクリエーションを実施しています。

【第3次計画の評価と課題】

低年齢の参加者も増え、参加者の年齢層が広がったことで、より多くの方々が交流できる事業となりました。また、ご家族だけでは行くことが難しかった遠方への実施も取り入れることができ、保護者同士の交流も貴重な時間になっています。

現在はバスの乗降時に保護者の負担が多いことが課題です。今後は負担軽減に備え、移動のための車両について検討する必要があります。

【活動目標】

新型コロナウイルス感染症拡大で以前のように遠方での実施を再開するには、今しばらく期間が必要になると考えられますので、その時期に応じた内容で実施し、1人でも多くの方に参加してもらえるような事業にしていきます。

また、善意銀行主催の事業であるため、実施内容を広報紙やホームページ、さわやかフェアなどの機会に周知し、寄付金が増加することで安定した財源確保を目指します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施(運営委員会での検討)				

3 児童福祉事業の推進

少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもの成長に向き合いながら、子育て支援の安定的な提供をし、子どもの健やかな成長を保障していきます。

(1) 歳末ふれあい交流会

【事業内容】

毎年12月に、町内在住の小学生以下のお子さんとその保護者を対象に、親子で一緒に体験できる(工作やボランティア体験等)催事を中心にふれあいの場を設け、地域をあげて子どもを育む機会となることを目的としています。

【第3次計画の評価と課題】

町社協の歳末事業の一つとして、定員300名と大きな規模で開催をしています。開会行事としてステージショーや、親子で楽しめる催事において、新しい企画や子どもにもできるボランティア活動などを取り入れることで、学童期以降への興味につながるよう開催してきました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施ができませんでしたが、令和3年度は参加人数の制限や時間の短縮をした上での開催となりました。親子でできるボランティア体験やサントとの写真撮影コーナーを軸とし、赤い羽根共同募金や身近な福祉用具の展示コーナーを設け、町社協を知ってもらう機会にしました。今後も認知度を高め、若い世代に関心をもってもらうことが課題です。

【活動目標】

町内でも、子どもの支援を主たる活動として発足している団体が増えているため、町社協の特色を活かし取り入れているボランティア体験コーナーなどは更に充実させ、年齢層に応じた催事を実施するなど内容の検討をします。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施内容検討 継続・変更	検討内容での実施	実施		

(2)ファミリーサポートセンター事業(子育て支援)

【事業内容】

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため、「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力による会員方式の有料の福祉サービスを行います。

【第3次計画の評価と課題】

子育て経験のあるサポーターが個別に活動しており、細やかな対応が可能です。また、利用料金改定で利用しやすくなったことにより、登録数と依頼数は増加しています。

依頼内容的には休日や早朝、長時間の活動、お子さんや保護者の心身の状況によっては専門性を求められる相談が増えていますが、それに対応するマンパワー(サポーター)が不足しています。

【活動目標】

子育てしやすい環境づくり支援につながるよう、地域にある他のサービスを把握し情報提供に努めます。健康づくり課や子ども家庭課など子育ての関係機関と連携を取りながら、多様化するニーズに応えられるよう体制を強化します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会則の見直し	実施			

(3)福祉に関する作文の募集

【事業内容】

町内の小・中学生を対象に各学校をとおして作文の募集を行うことで、福祉への関心と社会連帯の意識を高め、思いやりや助け合う心が培われる事を願って実施しています。

【第3次計画の評価と課題】

平成28年度より福祉的要素の評価を取り入れるため、募集要項の見直し、審査基準の作成、また様々な分野より審査員を選考したことで、より充実した審査会の実施につながりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休校による影響と学校側の取りまとめ等の負担を考慮し、募集要項の見直しを行い「自由応募方式」に変更したことで、児童・生徒の福祉への関心を高める機会を維持することができました。

【活動目標】

入賞者の表彰を社会福祉大会で実施しており、最優秀賞受賞者による作文発表を取り入れることで、児童生徒の福祉への関心を高め、参加者も福祉啓発の重要性を認識することができました。

今後も関係団体との連携を図りながら、より良い作品の評価につなげていけるよう審査を行い、児童・生徒の福祉への関心が向上するよう実施します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校側の負担を考慮しながら、募集要項の検討も含め継続して実施				

(4)小・中学校入学祝金支給

【事業内容】

小・中学校に入学する以下の対象者へ、祝福と保護者の負担軽減を目的に、祝金を支給しています。

◎小学校 要保護・準要保護世帯及びひとり親世帯、両親のない子の世帯で児童扶養手当もしくは就学援助を受給している世帯。

※令和元年度からランドセル贈呈事業(町実施)が始まったことを受け、小学校については児童扶養手当や就学援助が支給されていることを要件に加え、低所得世帯への支援に変更しています。

◎中学校 要保護・準要保護世帯・ひとり親世帯・交通遺児・両親のない子の世帯。

【第3次計画の評価と課題】

対象者への個別案内ができないため、申請漏れがないようチラシや広報紙への掲載、ホームページを含めた周知を徹底することが課題です。

また、現在の窓口来所による申請方法についても検討する必要があります。

【活動目標】

子どもたちの新たな生活にむけて、継続して支援できるよう、財源確保を含めた検討をします。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施		検証	実施	

4 低所得者等福祉事業の充実

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となったため、生活困窮者自立支援法が公布されました。町社協で行う各種相談事業の充実を図りながら、既存の貸付事業を継続して実施します。

(1)生活福祉資金事業

【事業内容】

低所得世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯等に対する自立更生を目的として茨城県社会福祉協議会(以下、「県社協」)を通じて、それぞれの目的に応じた資金を貸付しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少した世帯への特例貸付(緊急小口・総合支援資金・再貸付)への対応については、引き続き申請受付が継続(緊急小口・総合支援資金)される予定ではありますが、今後、長期間に渡っての償還手続事務もあわせて発生することとなります。

【第3次計画の評価と課題】

全国的に未曾有の取扱件数となった特例貸付については、申請受付終了後も今後10年以上に渡り償還への対応が必要となってきます。また、同時に、令和4年3月末で年金担保貸付の申込受付が終了することに伴い、今後、既存の生活福祉資金への相談が増える可能性があります。年金担保貸付においては、全国的な取扱件数として、通常的生活福祉資金以上の利用件数があるとの認識をしており、各都道府県社協、市町村社協も相談件数の増加への対応について、危惧している状況です。

【活動目標】

相談窓口となる市町村社協の相談体制の整備が急務の課題です。

今後の業務量や人件費を含む予算措置の見通しは立っておらず、現状の町社協の相談体制では、状況によっては対応が困難なことが予想されます。

引き続き、国の動向に注視しながら、必要な相談体制が整備できるよう対応します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特例貸付申請と償還への対応・年金担保貸付終了に伴う相談増への対応				

(2)小口貸付資金事業

【事業内容】

阿見町に3ヶ月以上居住する低所得世帯の要援護者と認められる方に、自立更生につながる支援策として3万円を上限に貸付をします。

(原則1世帯あたり1回限り、償還期間1年以内、無利子、民生委員意見書必要、連帯保証人必要)

【第3次計画の評価と課題】

生活保護受給開始までのつなぎ資金として貸付するケースへの対応が多く、生活保護担当課や民生委員との連携が必要であり、貸付後の生活指導や償還指導が重要です。

また、町社協の自主財源を原資として運用されており、限られた財源を真に必要な方へと支援していく必要がありますが、生活保護受給開始までのつなぎとしての貸付以外のケースについては、償還が滞る場合が多く、貸付の必要性と償還の見込みについての判断が課題であると考えています。

【活動目標】

相談者の生活状況を見極め、真に必要な貸付につながるよう、貸付基準の検討と職員の相談スキルの向上、相談体制の強化が必要であると考えます。

貸付後は、償還が滞らないよう、関係機関や民生委員との連携のもと償還指導を継続していきます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活困窮世帯への食料品の提供事業と併せ実施				

(3)生活困窮世帯への食料品の提供

【事業内容】

善意銀行に寄せられた預託(寄付)金品を財源としてお米、缶詰、インスタント食品等を提供することで生活困窮世帯が貸付制度等の利用を回避できるよう支援しています。

【第3次計画の評価と課題】

生活保護開始までのつなぎとして提供するケースの他、生活費の不足による一時的な支援も増えています。フードバンクや町(防災備蓄)、県社協を通じて企業等からもお米や缶詰などの食料品をいただいたことで、安定した提供ができました。また、食品棚や低温貯蔵庫を整備したことで鮮度を保った状態で提供ができるようになりました。

新型コロナウイルス感染症拡大で相談者が増える中、支援が必要な方に対して、自立相談支援機関や生活保護担当課・民生委員との連携をスムーズに実施することが課題です。

【活動目標】

貸付よりも利用による負担がない(返す負担が伴わない)食料品の提供を充実させることで、生活困窮者自立相談支援事業(阿見町は県南県民センターによる実施)等の利用につながるよう関係機関との連携を図っていきます。また令和2年度から子ども食堂が増え活発な活動を行っていることから、預託米や寄付物資を有効活用できるよう連携を強化します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活福祉資金・小口貸付資金の相談と合わせた実施				

(4) 歳末援護金

【事業内容】

歳末たすけあい募金を財源として、要支援世帯を対象に「あたたかいお正月を送っていただく」という願いで、対象世帯や個人に対して、歳末援護金を担当地区の民生委員・児童委員を通じて支給しています。

【第3次計画の評価と課題】

平成27年度に商工振興券での支給を見直し、現金支給に変更。申請方式による所得制限の導入について関係機関との調整を図りましたが、税務課による所得確認協力は困難との理由から、導入は見送りとなりました。

民生委員・児童委員協議会の協力を仰ぎながら、民生委員による調査方式により事業を継続してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、民生委員による訪問活動等も影響を受ける中で、今後、支援を必要としている方をどのように把握していくかが課題であり、実施について再検討を行う必要があります。

【活動目標】

対象者の把握や支給方法について、引き続き民生委員・児童委員協議会とも協議を行いながら、双方で課題を共有し、今後の事業の在り方について検討します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民児協との 課題共有・検討	事業継続についての検討		検討後の実施	

5 総合的な相談支援体制の充実

少子高齢化や核家族の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況など社会環境の変化に伴い、本町においても子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複合化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等)がみられています。

こうした複雑化、複合化した支援ニーズに対応するためには、サービス利用に関する相談体制を確保するだけでなく、福祉・保健・医療・介護・教育等の関係機関との連携のもと、サービスを総合的に提供できる仕組みを充実します。

●複合化する生活課題事例

- ・8050問題:高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居している世帯
- ・ダブルケア:介護と育児に同時に直面する世帯
- ・障害のある子の親が高齢化し、介護を要する世帯
- ・ヤングケアラー:本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(令和2年度の国の調査では、調査対象の中学2年生のうち、家族の中に世話をしている家族がいると回答した生徒が5.7%で、およそ17人に1人がヤングケアラーということになります。)

(1)包括的な支援体制の構築

【事業内容・活動目標】

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、分野の垣根を超えた他機関が連携し、問題を早期に発見した上で、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とするすべての人が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うことができるように体制の整備に努めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町との連携・検討後の実施				

(2)心配ごと相談事業

【事業内容】

毎週水曜日の午後開催。受付順に4名の相談員が2名1組となり相談を実施しています。相談員は経験のある有識者で解決に向けてのアドバイスをし、必要に応じ専門の機関を案内しています。また、毎月開催される弁護士相談への予約も相談時に行っています。

相談内容が細分化される相談所が多い中にあり、「心配ごと相談」は間口が広く、来談しやすいのが特徴です。

【第3次計画の評価と課題】

近年、相続に関する相談割合が増加し、それに伴う親族・家族・夫婦問題、金銭貸借の問題にまで多岐にわたる相談事例が多くなっています。一人当たりの相談時間も長くなる傾向にあり、問題解決に向けての各機関窓口への迅速適確な案内対応が求められています。

【活動目標】

法律的な解釈をめぐる相談が増加していく一方、日常生活の中でどこに相談してよいのかわからないような悩みや不安を抱えている方も多く、電話での問合せも毎月15件程となっています。町で開催する無料の心配ごと相談は気軽に安心して利用できる場として、これからも多くの相談が見込まれますので、町と連携して相談体制を整えます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町との連携 予算の見直し	検討後の実施			

6 権利擁護事業の充実

今後も高齢化の進展や障害者に関連する法律の整備に合わせ、今以上の増加が見込まれることから、増大する権利擁護ニーズへの対応をしていきます。

(1) 権利擁護体制の構築

【事業内容】

地域の高齢者や障害者等の尊厳ある暮らしを守るため、虐待事例への対応や、成年後見制度の紹介、日常生活自立支援事業の説明や利用支援等を行っています。引き続き、町社協が有する関係機関とのネットワークを活用し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進等、地域における権利擁護体制の連携・協働の場(プラットフォーム)としての役割を積極的に担っていきます。

【第3次計画の評価と課題】

住民、関係機関への啓発活動を継続的に行っていますが、権利擁護に関する総合的相談窓口の未設置による活動拡充が課題でした。虐待防止を含む権利擁護関係法に基づき、成年後見サポートセンターを中心に行政と連携して、支援を必要とする方へのスムーズな対応を行っていく必要があります。

【活動目標】

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題です。

成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の制度の普及啓発や相談支援・制度利用支援機能を備えた権利擁護に関する総合的相談窓口として成年後見サポートセンターの設置に向けて、町との協議を進め、判断能力が十分でない方々の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行います。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
組織体制の見直し・町との協議	必要に応じた組織の再編・町との協議	成年後見サポートセンターの設置		
		センター事業の運営		

(2)日常生活自立支援事業

【事業内容】

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などで判断能力が不十分な方が対象で、町社協の専門員と生活支援員が連携をして、日常的なお金の出し入れや預金通帳の預かりなど、日常生活のお手伝いをします。

【第3次計画の評価と課題】

平成29年度と比較して利用者は約2倍に増加していますが、利用依頼のあった方について、事業該当者には全て対応しています。

今後対象者の増加と事業の周知により、利用希望者の増加が予想され、対応する支援員が不足すると考えられます。また契約以後、理解力や判断力が低下し、本事業から成年後見制度への移行が必要となる利用者が増加していますが、手続きの煩雑さや時間がかかるため、移行が進んでいません。今後は状態に応じた制度につなぐために、どのように支援していくか検討する必要があります。

【活動目標】

利用希望者の生活環境や判断力に即した、より個別性を尊重した対応を目指します。

成年後見サポートセンターと一体的に事業を実施することで、利用者に必要な権利擁護支援をスムーズに受けることができるよう事業を実施していきます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施		成年後見サポートセンターと一体的に実施		

基本目標3 社協の基盤整備

1 組織体制の充実・強化

町社協では、5係制で組織を運営していますが、複雑・多様化する課題へ対応し、円滑に事業を実施するため、必要に応じて組織体制を見直すとともに、部門間の相互連携強化を図ります。

また、事務事業の効率化を図るとともに、災害発生時等においても必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう、事業継続計画を策定します。

(1) 組織体制の強化

【事業内容】

町社協全体での部門間の相互連携強化と必要に応じた組織の再編をします。

【第3次計画の評価と課題】

町社協職員等のアンケート調査や職員のワーキングチームにおいて、「組織目標・ビジョンが明確化されていない」、「職員全体の意識改革が必要」などの意見が挙げられています。

組織が一丸となって相乗効果によって課題解決能力を高めるため、町社協内の部門間連携と町社協が有する資源やネットワークを活かしながら、総合力を発揮する必要があります。そのため、事業担当による「縦割り」の対応ではなく、町社協内の各部署が有機的につながりながら、支援を必要とする人に対して、支援を展開していくことが求められます。

【活動目標】

地域住民のあらゆる生活課題に対応する体制として、部門間の連携の強化と適切な人員構成のバランスに配慮し、必要に応じて組織機構の再編を行います。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部門間連携の強化				
組織再編の検討	必要に応じた組織の再編			

(2) 事務事業の効率性と機能性の向上

【事業内容・活動目標】

業務の効率化を図ることにより、超過勤務の縮減や労働に対する負担を軽減し、効率性と機能性を高めるとともに、ワークライフバランスの実現を目指します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
業務効率化の検討・実施				

(3) 事業継続計画(BCP)の策定

【事業内容・活動目標】

近年台風や地震等などの災害が多く、災害発生時等においても、重要な事業を中断せず、必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう、被災時における事業の継続体制について見直す必要があります。災害時・感染症発生時における事業継続計画(BCP)を策定するとともに、職員の防災意識向上と知識・技術の習熟を図る研修・訓練等を継続的に実施していきます。

また、災害時における他法人・専門職機関等との広域連携(相互協力)について検討します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業継続計画の 検討	事業継続計画の 策定	必要に応じ、見直し		

2 人材の確保・育成と働きやすい職場づくり

町民とともに「みんなで支えるふれあいのまちづくり」を進めるため、その担い手となる職員の人材育成への取り組みを推進します。また、公正で公平な人事評価制度の導入に取り組むとともに、働きやすい職場環境づくりに努めます。

(1) 人材育成計画の策定

【事業内容・活動目標】

町社協職員等のアンケート調査において、ここ3～5年の間で町社協が特に力を入れていくべき取り組みとして「研修・能力開発等の計画的な人材育成」が上位に挙げられています。また、職員のワーキングチームにおいても、人材育成や人材の確保などの体制づくりが必要という意見が多く挙げられています。職員のマネジメント能力を高め、資質の向上を図るとともに、キャリアアップの仕組みづくりや職員研修制度の充実を図ります。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材育成計画の策定	計画に基づく人材の育成			

(2) 人事評価制度の導入

【事業内容・活動目標】

町社協職員等のアンケート調査において、ここ3～5年の間で町社協が特に力を入れていくべき取り組みとして、「計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理」が最も高く、職員の意欲向上に効果的な取り組みとしては、「組織目標の明確化」が最も高くなっています。また、職員のワーキングチームにおいても「人事評価制度がない」などの意見が挙げられています。

職員の能力、勤務実績を適切に評価することによって、公正な処遇を実現するとともに、職員のモチベーションを高め、能力開発に活かすため、人事評価制度並びに目標による管理制度を構築し、導入します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
導入検討	制度の構築	試行実施		本格実施

(3)資格取得の推進

【事業内容・活動目標】

職員のワーキングチームにおいても、「専門職が在籍している」など町社協の強みを再認識しました。また、地域における様々な生活課題に対応するため、総合的な相談支援体制の充実が求められており、その為には、より高度なスキルや質の高い支援が求められています。

職員のさらなる資質向上を図るため、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、主任介護支援専門員等の資格取得に努め、町社協の強みを活かします。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資格取得推進				

(4)ハラスメント対策

【事業内容・活動目標】

社協の役職員は、高い倫理意識を保持し、日頃から法令を遵守してルールを守った活動を行うことが必要です。

職場におけるハラスメントは、働く個人としての尊厳を不当に傷つける許されない行為であるとともに、職員がその能力を十分に発揮することを妨げるものです。職場におけるパワハラやセクハラ等あらゆるハラスメントのない働きやすい職場づくりを目指し、職員のハラスメントに関する意識の向上、相談体制の充実を図ります。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ハラスメント防止 対策の周知・啓発	ハラスメントに関する職員研修の実施			

(5)ワークライフバランスの実現

【事業内容・活動目標】

多様なライフスタイルに応じて、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるワークライフバランス(仕事と生活の調和)を実現できる環境整備に取り組みます。長時間労働の是正や育児・介護休業取得の促進などの働き方改革を進め、制度の周知と活用を促進します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
育児・介護休業等の利用促進・業務の効率化による超過勤務の縮減等				

3 財政基盤の強化

町社協職員等のアンケート調査において、ここ3～5年の間で町社協が特に力を入れていくべき取り組みとして「持続可能で自立した組織経営」、「経営分析による将来設計」が最も高く、町社協で実施している自主事業の見直し、強化は急務となっています。

各種事業の内容の検証を行い、事業の見直しを図り、自主財源の確保に努めます。

(1) 安定的経営の取り組み

【事業内容・活動目標】

環境の変化に対応し、地域の福祉ニーズに応じたサービスを展開するとともに、事業を安定的に継続するため、定期的に事業運営に関する会議を開催し、事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した事業運営を行います。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業運営会議の開催				

(2) 社協会員募集の強化

【事業内容】

7月1日～31日を募集強化月間とし、一般会員、特別会員、法人会員の三種類に分けて会員を募集します。

【第3次計画の評価と課題】

全行政区から協力をいただくとともに、町民の皆さん等から加入いただきました。また、新規法人会員加入依頼として、法人事業所を積極的に訪問するなど、自主財源の確保に努めています。

一方で会費収入が年々減収傾向であり、町社協の貴重な自主財源である社協会費においては、町民に社協の趣旨や活動に賛同いただくことが不可欠です。

【活動目標】

広報紙やホームページ等を通じて税額控除対象法人であることを町民に広く周知するとともに、社協会費収入の拡大により、新たな福祉課題に対応する事業の財源として活用し、社協の公益性や存在意義を地域の人々や社会に示していきます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施：法人会員新規加入：目標年 5 件				
活動の見直し、変更・実施				

(3)共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)運動への協力

【事業内容】

阿見町共同募金委員会として毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に「一般募金」「歳末たすけあい募金」「テーマ型募金」運動を実施し、「戸別募金」をはじめ「法人募金」「学校募金」「職域募金」「街頭募金」など様々な手法にて寄付金を募り、町における地域福祉の推進を図っています。

【第3次計画の評価と課題】

募金手法の見直しを行い、卓上募金の新規設置の推進や、「寄付付き自動販売機」の設置推進など新しい活動手法にも取り組み、共同募金運動の拡大に努めています。また、地域の福祉活動に取り組む町内の社会福祉法人及び、NPO等の団体を支援するため、申請方式の助成事業を実施し、「見える助成」を推進しています。

募金額が年々減収傾向にあり、また共同募金の助成によって行われている事業の認知度が低く、寄付者に募金の用途をより明確にする必要があります。

【活動目標】

広報紙やホームページ、赤い羽根データベース「はねっと」等を通じて共同募金の目的や用途を、町民や寄付者に分かりやすく明確に説明できるよう、情報提供の充実を図ります。また、共同募金助成事業においても助成の明示を積極的に行い、「見える募金」を推進し、「じぶんの町を良くするしくみ。」に取り組めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
募金目標額:計画した事業の予算額				
目標・活動内容の見直し、変更後の活動実施				

(4) 愛の募金箱設置

【事業内容】

町内の公共施設、商店、事業所等に町社協パンフレットの入る募金箱を設置し、多くの方々に協力をいただくことによって、福祉事業充実のための財源を確保し、併せて、町社協のPRを行っています。

【第3次計画の評価と課題】

令和3年度末現在、33の事業所に募金箱が設置されており、事業内容を記載したステッカーを貼付したことで、一定のPR効果はありましたが、十分とはいえません。

現在、通年での募金箱設置を基本としていますが、期間限定での設置など柔軟な対応をし、協力しやすい環境をつくることは今後の課題です。

【活動目標】

募金がどのような使われ方をしているのか、どのような効果があったのか具体的にわかるような広報をし、募金箱設置事業者へは、どのような社会貢献につながっているかを伝えられるようにすることで、安定した善意銀行事業を展開できるようにしていきます。また募金箱を新規設置してもらえるよう事業所や店舗への周知を強化します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置依頼継続・新規設置事業所依頼				

(5)各種助成金の活用

【事業内容】

一般助成金については、車両関係の贈呈をはじめ、各種助成の申込みを実施しています。

【第3次計画の評価と課題】

令和元年度に車両1台の寄贈を受け、県社協のボランティア助成金や新型コロナウイルス感染症対応関連の各種助成を受けました。

今後も社協会費・共同募金の収入減少が見込まれる中で、多様化する福祉ニーズに対応していくために、様々な助成申請を行います。

【活動目標】

助成については今後も引き続き積極的に活用し、自主財源の確保に努めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施				

4 広報・啓発活動の充実

職員のワーキングチームにおいても、社協の知名度が低いという意見が多く挙げられています。

ホームページのリニューアルを実施したことによる効果等を把握し、検証を行いながら充実を図るとともに、既存媒体やPR動画等を活用し、町社協の活動などを町民へ周知・啓発していきます。

(1) ホームページによる広報

【事業内容】

ホームページを作成し、事業紹介や参加申込み等の啓発活動を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

令和元年度にリニューアルを行い、データ制作以外にCMS(WEBサイトを管理・更新できるシステム)を導入し、ページ更新作業の効率化を図るとともに、ホームページへの掲載をスピーディーに対応し、掲載内容の拡充に努めています。また、財務諸表や定款・現況報告の公表を行い、社協事業・経営情報を開示し、透明性の確保に努めています。

ホームページリニューアルについては、定期的に検討する必要があります。

【活動目標】

更新については各係と連携し定期的に行い、事業や福祉活動の紹介等、常に新しい情報を発信します。引き続き、町社協事業や活動内容を公開し、町社協事業の啓発及び経営内容の透明性に努めます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アクセス数:目標年 7,500 件				
		リニューアルの検討または実施		

(2)「しゃきょうだより」の発行

【事業内容】

年4回(7・10・1・4月)発行します。8ページ構成。発行部数17,000部。町社協事業を紹介する身近な広報紙として、幅広い年齢層に読まれています。

【第3次計画の評価と課題】

継続して、今まで取り上げられなかった活動分野を記事にすることや、デザイン等の工夫をしています。しかし、紙媒体よりもSNSが主流になっていることもあり、依然として「しゃきょうだより」の認知度は低いのが現状です。

PR不足に伴い「社協」そのものの認知度が低いのも現状です。

【活動目標】

町社協活動の周知・啓発や認知度の向上及び、阿見町の福祉について理解を広げるため、町社協全体で紙面の充実に取り組みます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町社協全体・地域と連携をした紙面づくり				

(3)社会福祉大会

【事業内容】

広報活動の一環として、広く町民に町社協をPRします。大会は2部構成で、第1部として福祉功労者の表彰及び福祉に関する作文入賞者の表彰及び作文発表、第2部では様々な内容で福祉に関する講演会を開催しています。

【第3次計画の評価と課題】

財源の確保を行い平成28年度の第10回記念大会では、書家の金澤翔子さんと母 泰子さんによる席上揮毫と記念講演を行ったことで、町社協の認知度向上につなげることができました。以降も、手話、介護、防災等と幅広いテーマと講演スタイルを取り入れ開催してきましたが、福祉関係者以外の町民に広く参加していただくには至っていません。

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、式典のみ開催予定でしたが、感染拡大のため止む無く中止となりました。中止に伴う対応として、福祉に関する作文入賞者の児童生徒の皆さんへ、町長(会長)からのメッセージを添え、学校を通じて記念品をお渡ししました。

【活動目標】

新型コロナウイルス感染症収束後の開催方法について検討を行う必要があります。

今後も継続して財源確保に取り組みながら、「新しい生活様式」に沿った開催内容について検討します。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
財源確保・新しい生活様式に沿った開催				

(4)町主催行事における広報

【事業内容】

町主催行事の中での広報事業。現在、町社協では、さわやかフェアにて町社協事業PR、ボランティア連絡会主催の催事(各サークル紹介、模擬店等)を行っています。

【第3次計画の評価と課題】

さわやかフェアにて、町社協事業PRのほか共同募金委員会における募金活動を行いました。社協及び町社協事業への認知度・関心が低いため、広報活動にて認知度を上げる取り組みが必要です。

【活動目標】

事業PRのテーマを明確化し、各係が連携して共通の認識を持つ体制を整えていきます。また、イベントを通して町社協事業の必要性を伝えるとともに、町民の福祉への理解、参加の促進を図ります。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施・見直し				

(5)福祉情報提供

【事業内容】

町民に対して的確な情報が提供できる体制を整備しています。

【第3次計画の評価と課題】

広報紙「しゃきょうだより」、ホームページ等を活用し、広報・啓発活動に取り組みました。また事業活動やイベントを通じて、町民に対して福祉に接する機会を設けています。また、令和元年度にはパンフレットを作成し、新しい事業の取り組みや廃止などを踏まえ、掲載内容の大幅な見直しを行い、利用者や社協会費における法人事業所等への配布、善意銀行「愛の募金箱」への設置など、町社協事業のPR活動促進に努めました。

多様化する福祉サービスを町民が利用するには、各係が連携し情報を適切に提供することが課題となっています。

【活動目標】

事業やイベントを通じ町民が福祉へ接する機会を持つことで、町社協事業の認知・理解が深まります。また、町社協PR動画を作成するなど、町社協事業の啓発活動を推進します。

引き続き、広報紙やホームページなど様々な手法を活用し、広報や啓発活動等情報提供の充実を図り、町民が適切な福祉サービスを受けることができるよう努めます。

また、情報の集約について、各係で連携を取りながら、町社協として情報を集約し発信していくことのできる体制を整えます。

【実施スケジュール】

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ホームページ更新:目標年 100 回		目標・事業内容の見直し	見直し後の事業実施	
PR 動画の作成				

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域を実現させていくためには、社協や行政の取り組みに加えて、町民との協働が不可欠となります。

また、地域の中で活動するボランティア、NPO、サービス提供事業者、企業なども地域福祉の重要な担い手となります。

今後も社協や行政では、ボランティア、NPO、その他計画推進に関連する団体との連携を図り、定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、本計画を推進していきます。

(1) 社協の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、町社協は本計画の地域福祉の推進役を担うとともに、町民や各種団体との調整役としても大きな役割を担っています。引き続き、地域福祉活動への住民参加をはじめ、自治会、民生委員・児童委員と連携して、地域福祉推進の先導役としての役割を担います。

(2) 町民との協働

支え合い、助け合いの地域社会を実現するため、町民はサービスの利用者としてだけでなく、福祉の担い手として主体的に福祉活動に参加(参画)していくことが求められており、地域に住む町民一人ひとりが、地域福祉を推進する主役です。

計画を着実に推進するため、町民の主体的参加(参画)を促進し、支援する体制の強化を図ります。

(3) 関係機関や施設・団体との協働

地域福祉の推進を図るためには、民間の社会福祉関係機関、施設・団体が重要な役割を果たします。

町社協では、町内の社会福祉関係機関、施設・団体などとのネットワークづくりを強化するとともに、町会・自治会等をはじめ、様々なボランティア団体やNPO、企業などとの連携や協働を積極的に推進します。

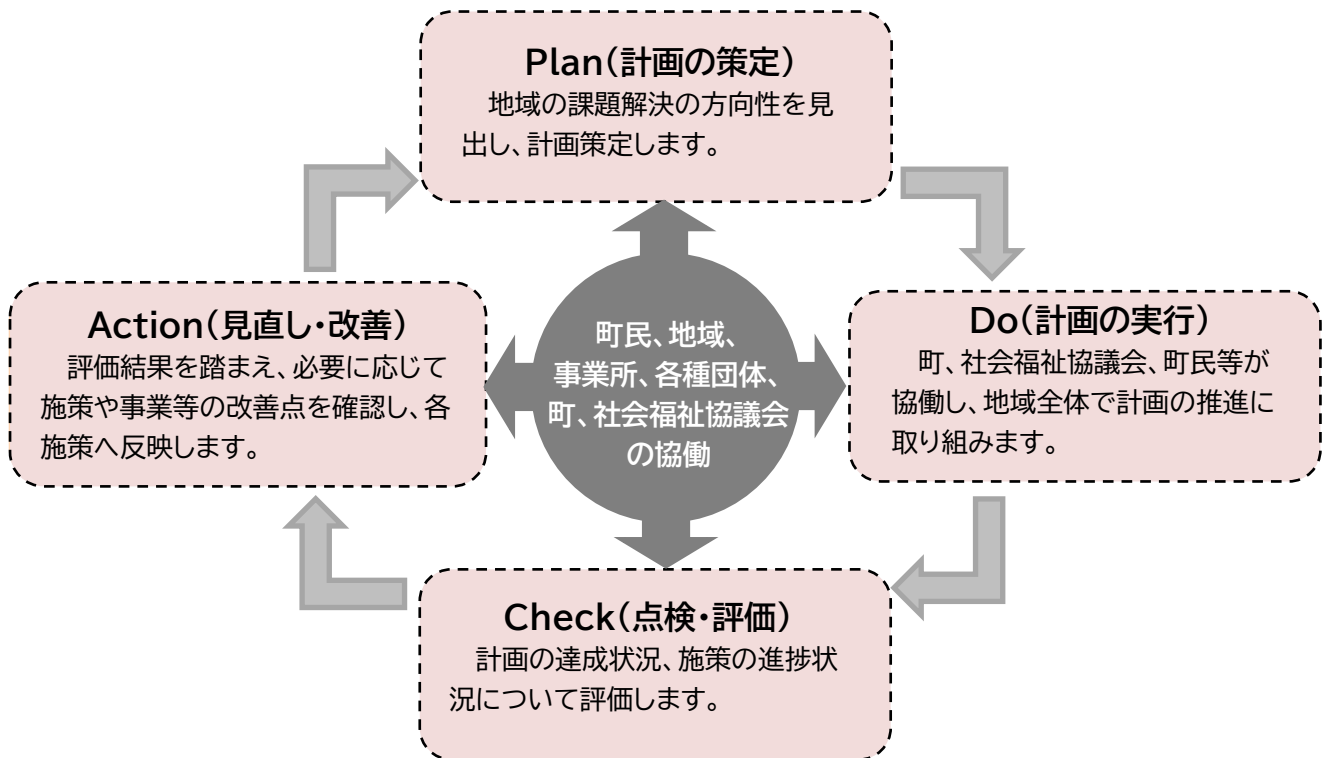
(4) 行政との連携

地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスと町民による福祉活動との連携を図ることが求められています。

町との連携を強化し、地域福祉に係る事業の最も効果的な展開を図るため、役割分担と協働の在り方を含めて、地域福祉活動の取り組みについて、積極的に推進します。

2 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、毎年度進捗状況の点検・評価を行うとともに、社会福祉課をはじめとする町の関係各課のほか、関係機関・各種団体などとの連携を図り、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。



資料編

資料編

1 策定委員会設置要綱

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会 発展・強化計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が発展・強化計画及び地域福祉活動計画(以下「両計画」という。)を策定するために設置する阿見町社会福祉協議会発展・強化計画及び地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)両計画の策定及び変更に関すること
- (2)前号に掲げるもののほか、両計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1)本会理事
- (2)学識経験者及び行政機関関係者
- (3)その他、会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、最初に開催する会議は会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員等の報酬は、本会が別途定めるところによる。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会は必要に応じ、両計画の策定に必要な調査、資料収集、調整をするため、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは本会職員をもって組織する。

3 ワーキングチームに関して必要な事項は会長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会内において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

No	役職名	氏名	所属
1	策定委員長	松田 智行	茨城県立医療大学
2	策定副委員長	佐藤 勲	阿見町民生委員・児童委員協議会
3	策定委員	山口 道子	阿見町区長会
4	策定委員	湯原 勝行	阿見町役場保健福祉部
5	策定委員	糸賀 忠	阿見町区長会
6	策定委員	野口 雅弘	阿見町商工会
7	策定委員	池田 名緒子	恵和社会復帰センター
8	策定委員	石川 泰子	阿見町ボランティア連絡会
9	策定委員	福島 タミ子	阿見町障害者福祉協議会
10	策定委員	塩原 直美	茨城県立医療大学
11	策定委員	野呂 薫	阿見町民生委員・児童委員協議会
12	策定委員	藤井 孝幸	NPOまいあみ
13	策定委員	下村 茂	阿見町民生委員・児童委員協議会
14	策定委員	村木 貞之	阿見町区長会
15	策定委員	石部 洋介	阿見ライオンズクラブ

※任期：令和3年11月5日～令和5年3月31日

3 策定委員会ワーキングチーム員名簿

No	役職名	氏名	所属・役職名
1	統括責任者	飯野 利明	阿見町社会福祉協議会 事務局長
2	ワーキング チーム員	黒田 慎也	阿見町社会福祉協議会 企画・総務係 係長
3		小林 紀子	阿見町社会福祉協議会 地域福祉係 係長
4		平野 いつみ	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援係 係長
5		小林 慎二	阿見町社会福祉協議会 介護保険係 係長
6		相澤 剛	阿見町社会福祉協議会 障害者支援係 係長
7		大谷 香織	阿見町社会福祉協議会 企画・総務係 主任
8		池田 志帆	阿見町社会福祉協議会 地域福祉係 主任
9		海老原 優子	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援係 主任
10		宮本 太郎	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援係 主任
11		高橋 圭志郎	阿見町社会福祉協議会 介護保険係 主任
12		福地 正美	阿見町社会福祉協議会 障害者支援係 主任
13		白石 幸也	阿見町役場 町民生活部 町民活動課 課長兼男女共同参画室長兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長
14		遠藤 朋子	阿見町役場 保健福祉部 社会福祉課 課長
15		戸井 厚	阿見町役場 保健福祉部 高齢福祉課 課長兼福祉センター所長
16		小澤 勝	阿見町役場 保健福祉部 子ども家庭課 課長
17	監物 輝子	阿見町役場 保健福祉部 健康づくり課 課長	
18	アドバイザー	根本 明人	阿見町社会福祉協議会 顧問税理士

4 策定経過

開催時期	会議名等	内容
令和3年9月17日(金)～ 令和3年9月30日(木)	町社協職員アンケート調査の実施	町社協職員48人を対象に実施
令和3年10月8日(金)～ 令和3年10月22日(金)	町社協理事アンケート調査の実施	町社協理事14人を対象に実施
令和3年11月5日(金) 午後1時30分～	令和3年度第1回 策定委員会	・計画の策定について ・アンケートの集計結果について
令和3年11月29日(月) 午後1時30分～	第1回 ワーキングチーム員会議	・計画の策定について ・アンケートの集計結果について
令和3年12月13日(月) 午後1時30分～	第2回 ワーキングチーム員会議	・課題や問題点に対する解決策について
令和3年12月21日(火) 午後1時30分～	第3回 ワーキングチーム員会議	・「基本理念」・「基本方針と基本計画」・「計画の体系」について ・理事アンケートにおける提案及び意見の検討について
令和4年2月7日(月) 午後1時30分～	第4回 ワーキングチーム員会議	・「事業シート」に基づき今後5年の展望について ・「基本理念」・「基本方針と基本計画」・「計画の体系」について ・理事アンケートにおける提案及び意見について
令和4年2月14日(月) 午後1時30分～	第5回 ワーキングチーム員会議	・「基本理念」・「基本方針と基本計画」・「計画の体系」について ・理事アンケートにおける提案及び意見について ・発展・強化計画について
令和4年2月28日(月) 午後1時30分～	第6回 ワーキングチーム員会議	・発展・強化計画について ・「町社協の使命と経営理念」・「基本理念」・「基本目標」について
令和4年3月24日(木) 午後1時30分～	令和3年度第2回 策定委員会	・計画の策定について
令和4年4月6日(水)～ 令和4年4月15日(金)	町関係各課長(ワーキング チーム員)意見の聴取	町関係各課長(ワーキングチーム員)5人を対象に策定計画(素案)に対する意見の聴取
令和4年4月18日(月) 午後1時30分～	第7回 ワーキングチーム員会議	・「第4次阿見町社協地域福祉活動計画及び発展・強化計画」素案について
令和4年5月13日(金) 午前10時～	令和4年度第1回 策定委員会	・計画の策定について

第4次地域福祉活動計画及び発展・強化計画

令和4年度～令和8年度

発行年月 令和4年3月

発行 社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会

〒300-0331

茨城県稲敷郡阿見町阿見 4671-1

阿見町総合保健福祉会館（さわやかセンター）内

T E L : 029-887-0084

F A X : 029-887-9934

U R L : [http:// www.amishakyo.or.jp/](http://www.amishakyo.or.jp/)
